

# **東日本大震災からの 農林水産業の復興支援のための取組**

令 和 元 年 7 月

**農林水産省**

**①地震・津波災害からの復旧・復興**

東日本大震災による農林水産関係の被害状況	・・・2
東日本大震災からの農林水産業の復旧状況①	・・・3
東日本大震災からの農林水産業の復旧状況②	・・・4
がれきの処理状況（農林水産省関係）	・・・5
農地・農業用施設の直轄災害復旧事業を実施	・・・6
農地の復旧にあわせた、ほ場の大区画化への取組	・・・7
農業農村整備事業と防災集団移転促進事業の連携	・・・8
「仙台いちご」の復活【宮城県亘理町・山元町】	・・・9
「次世代施設園芸」の拠点整備【宮城県石巻市】	・・10
被災した漁協や水産加工施設の整備	・・11

震災前以上の収益性の確保を目指す漁業者等の取組を支援	・・12
----------------------------	------

東北産水産物の販路回復に向けた取組	・・13
-------------------	------

新たな農林水産業を切拓く先端的技術の現地実証研究の推進	・・14
-----------------------------	------

震災からの復興のため、人的な支援を実施	・・15
---------------------	------

**②原子力災害からの復旧・復興**

原子力発電所事故による避難指示について	・・17
---------------------	------

避難指示区域等における営農再開の状況	・・18
--------------------	------

福島県における産地の取組事例	・・19
----------------	------

福島県における6次産業化の取組事例（官民合同チームによる支援）	・・20
---------------------------------	------

原子力被災地域の営農再開に向けた支援策	・・21
---------------------	------

実証事業の結果を踏まえて、農地の除染を推進	・・22
-----------------------	------

農地・森林を計画的に除染	・・23
--------------	------

ため池等の放射性物質による影響調査と対策を実施	・・24
-------------------------	------

原子力被災12市町村の農地・農業用施設等の復旧・整備	25
----------------------------	----

農林畜産物に含まれる放射性物質の低減対策の実施	・・26
-------------------------	------

農林水産物に含まれる放射性物質の濃度水準は低下	・・27
-------------------------	------

地域農業の将来像の策定と営農再開の促進に向けた支援	28
---------------------------	----

福島相双復興官民合同チームの営農再開グループの活動実績	・・29
-----------------------------	------

被災12市町村の農業者訪問の取組	・・30
------------------	------

営農再開に必要な機械・施設や家畜の導入等を支援	・・31
-------------------------	------

福島イノベーション・コスト構想の実現に向けた先端農林業ロボットの研究開発	・・32
--------------------------------------	------

福島県における林業再生に向けた取組	・・33
-------------------	------

福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組（里山再生モデル事業）	・・34
----------------------------------	------

福島県における漁業再生に向けた取組	・・35
-------------------	------

食品についての風評の現状	・・36
--------------	------

風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略	・・37
-----------------------	------

食品中の放射性物質対策に関する情報の発信	・・38
----------------------	------

「食べて応援しよう！」～被災地産食品の利用・販売を推進～	・・39
------------------------------	------

福島県農林水産業再生総合事業の取組状況（生産段階での取組）	・・40
-------------------------------	------

福島県農林水産業再生総合事業の取組状況（流通・販売段階での取組）	・・41
----------------------------------	------

原発事故による諸外国・地域の食品等の輸入規制撤廃・緩和の概要	・・46
--------------------------------	------

原発事故に伴い輸入停止措置を講じている国・地域	・・47
-------------------------	------

農林漁業者への賠償支払い状況	・・48
----------------	------

# ①地震・津波災害からの復旧・復興

# 東日本大震災による農林水産関係の被害状況

MAFF

東日本大震災では、農林業関係で1兆1,204億円、水産業関係で1兆2,637 億円、合計で2兆3,841億円の被害が発生。これは、阪神・淡路大震災の約26倍、新潟県中越地震の約18倍。

## 農林業関係被害

農地 (2.5万ha)	4,006億円
農業用施設等 (17,906箇所) (水路、揚水機、集落排水施設等)	4,408億円
農作物、家畜等	142億円
農業・畜産関係施設等 (農業倉庫、ハウス、畜舎、堆肥舎等)	493億円
林野関係 (林地荒廃、治山施設、林道施設、木材加工流通施設等)	2,155億円
合計	<b>1兆1,204億円</b>

注：1 平成24年7月5日現在

2 被害額には、原子力災害による額は含まれていない。

## 水産業関係被害

漁船 (28,612隻)	1,822億円
漁港施設 (319漁港)	8,230億円
養殖関係	1,335億円
養殖施設	738億円
養植物	597億円
共同利用施設 (1,725施設)	1,249億円
合計	<b>1兆2,637億円</b>

注：1 平成24年7月5日現在

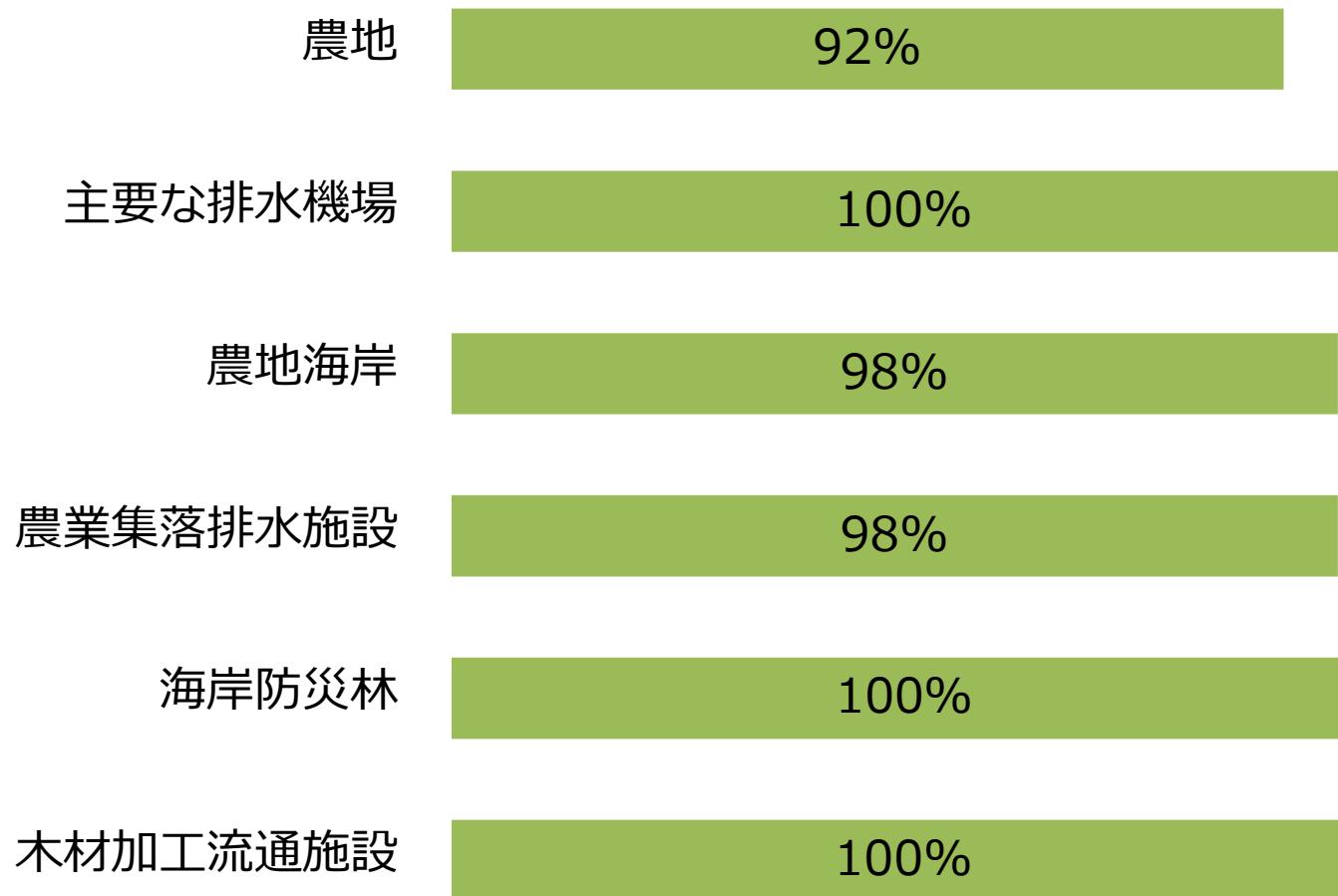
2 漁船は、21都道県で被害（岩手、宮城、福島では約9割で被害）

3 漁港施設は、7道県約4割で被害（岩手、宮城、福島では、ほぼ全てで被害）

4 この他、民間企業が所有する水産加工施設、製氷冷凍冷蔵施設等で約1,600億円の被害（水産加工団体等からの聞き取り）

# 東日本大震災からの農林水産業の復旧状況①

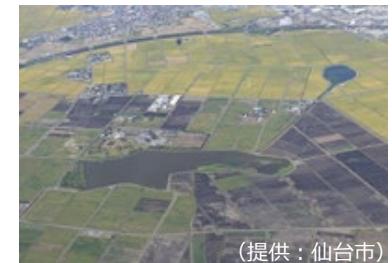
MAFF



農地の復旧事例（仙台市）



(提供：国土地理院)



(提供：仙台市)

排水機場の復旧事例（仙台東地区）



注：1 令和元年5月末現在。

2 農地は、農地転用が行われたもの（見込みを含む）を除いた津波被災農地19,800haに対するもの。  
(岩手県100%、宮城県99%、福島県67%)

3 主要な排水機場は、復旧が必要な96箇所に対するもの（復旧事業実施中も含む）。

4 農地海岸は、復旧が必要な125地区に対するもの（復旧事業実施中も含む）。

5 農業集落排水施設は、被災した401地区に対するもの（復旧事業実施中も含む）。

6 海岸防災林は、復旧を要する164kmに対するもの（復旧事業実施中も含む）。

7 木材加工流通施設は、再開を希望する41箇所に対するもの。

# 東日本大震災からの農林水産業の復旧状況②

MAFF

漁港  
(陸揚げ機能)

100%

漁船

93%

養殖施設

100%

大型定置網

100%

産地市場  
(業務再開)

76%

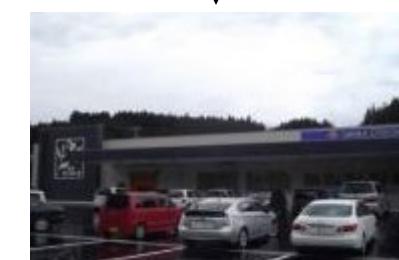
水産加工施設  
(業務再開)

96%

岸壁の復旧事例（松川浦漁港）



水産加工施設の復旧事例（陸前高田市）



注：1 漁船については平成31年3月末現在、産地市場については令和元年5月末現在、水産加工施設については平成31年1月末現在。

2 漁港は、被災した319漁港に対するもの(全て回復285漁港、部分的回復34漁港)。

3 漁船は、復旧を目指す20,000隻に対するもの。

4 養殖施設は、再開を目指す68,893施設(岩手県17,480施設、宮城県51,413施設)に対するもの。

5 大型定置網は、復旧を目指す143ヶ統に対するもの。

6 産地市場は、被災3県で被災した34施設に対するもの。岩手県及び宮城県の産地市場は、22施設全てが再開。

7 水産加工施設は、被災3県で再開を希望する785施設に対するもの。

# がれきの処理状況（農林水産省関係）

MAFF

農地のがれき撤去事例（岩手県小友地区）

農地

100%



(提供：岩手県)

漁港の航路・泊地

100%



(提供：岩手県)

定置漁場

100%

養殖漁場の復旧事例（気仙沼・南三陸地区）

養殖漁場

99%



注：1 令和元年5月末現在。

2 農地は、岩手・宮城・福島（避難指示区域を除く）の19,300haに対するもの。

3 漁港の航路・泊地は、がれき撤去が必要な232漁港に対するもの。

4 定置漁場は、漁業活動に支障のある988箇所に対するもの（再流入箇所を含む）。

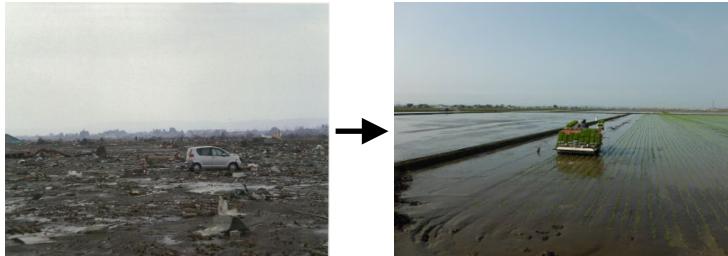
5 養殖漁場は、漁業活動に支障のある1,135箇所に対するもの（再流入箇所を含む）。

# 農地・農業用施設の直轄災害復旧事業を実施

MAFF

土地改良法特例法等に基づき、東日本大震災により被災した農地・農業用施設の直轄災害復旧事業を実施。このうち、仙台東地区については、宮城県及び仙台市からの要望に基づき、農業用施設の復旧に加え、除塩、区画整理を含む農地の復旧を国が一貫して実施。

【仙台東】ほ場整備（大区画化）



※大区画化したほ場での営農状況

【名取川】閑上排水機場



↓



※損壊した建屋及びポンプ設備の復旧状況

⑥迫川上流・  
荒砥沢ダム  
(復旧完了)

①定川  
(復旧完了)

⑦迫川上流  
(復旧完了)

②仙台東

⑧河南  
(復旧完了)

③名取川  
(復旧完了)

⑨白河矢吹  
(羽鳥ダム)  
(復旧完了)

④亘理山元  
(復旧完了)

⑩阿武隈川上流  
(西郷ダム)  
(復旧完了)

⑤亘理・山元  
農地海岸  
(復旧完了)

⑪芳賀台地  
(復旧完了)

宮城県

福島県

⑬請戸川

栃木県

【南相馬】村上第二排水機場



損壊した建屋及びポンプ設備の復旧状況

【亘理・山元農地海岸】海岸堤防



海岸堤防の復旧状況

【仙台東】大堀排水路



津波で損壊した排水路の復旧状況

凡　例

□ 直轄特定災害復旧事業実施地区(津波被災地域)

□ 直轄災害復旧事業実施地区(地震被災地域)

□ 代行海岸保全施設災害復旧事業実施地区(津波被災地域)

□ 福島特別直轄災害復旧事業実施地区(地震被災地域)

\*⑫南相馬及び⑬請戸川は避難指示区域内

# 農地の復旧にあわせた、ほ場の大区画化への取組

MAFF

地震・津波で被災した地域において、直轄事業や復興交付金等の活用により農地の大区画化に取り組み中。

農地の大区画化の県別面積 (ha)			
県名	大区画化に取組む地区の計画面積 (注1)	整備完了面積 【全 体】	左記のうち 大区画化を行った面積 (注2)
岩手県	50	50	10
宮城県	6,500	6,430	5,610
福島県	1,690	1,450	1,190
計	8,240	7,930	6,810

注1：津波被災農地と一緒に整備する農地を含む。（平成31年3月末現在）

注2：大区画化とは、農地を0.5ha以上の区画に整備するもの。

大区画化整備したほ場（大曲地区（宮城県東松島市））



整備前



整備後

（提供：国土地理院）

事例：福島再生加速化交付金(原町東地区(福島県南相馬市))大区画化整備図

原町東地区（地区面積：503ha）は、生産性の高い大規模な営農を展開するため、被害が甚大であった農地の復旧と併せて、ほ場を大区画化（10~30a→標準区画1.2ha）する計画。



\*津波範囲は、「東日本大震災 南相馬市災害記録誌」（南相馬市、平成25年3月発行）による。

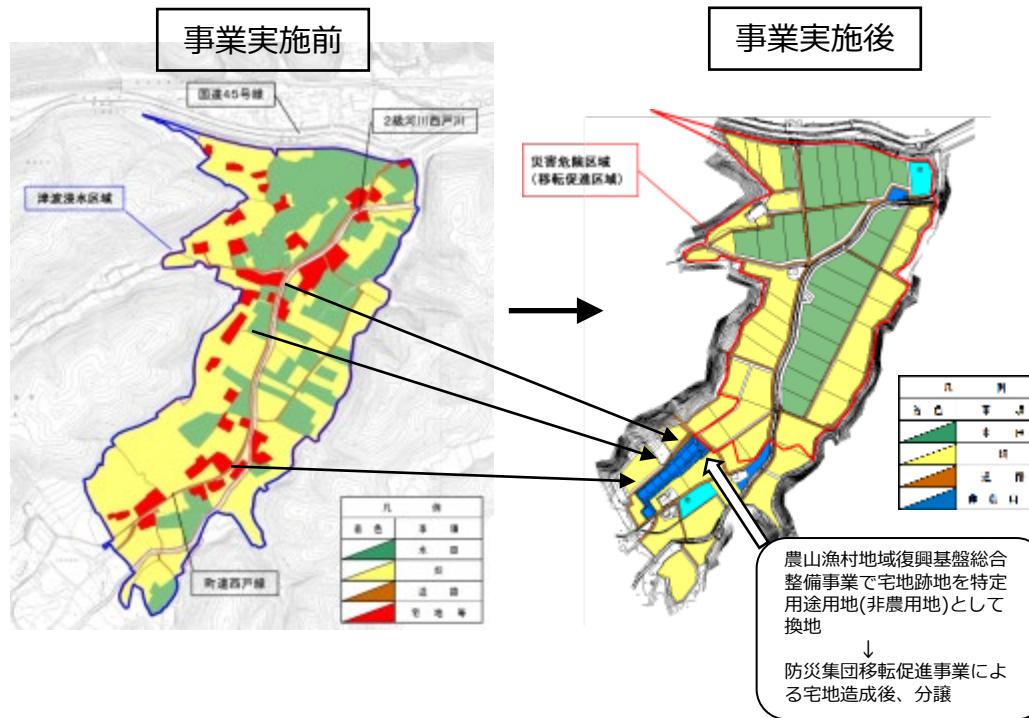


# 農業農村整備事業と防災集団移転促進事業の連携

MAFF

防災集団移転促進事業と連携して農業農村整備事業を実施し、高台への集団移転と併せて、移転跡地を含めた農地整備を10市町15地区で進めている。（令和元年5月末現在）

宮城県南三陸町の南三陸地区（西戸川工区）では、復興交付金を活用して「農地整備事業」と「防災集団移転促進事業」を一体的に実施し、住宅地の移転に必要な用地の創出や、移転跡地を含めた農地整備を行うことにより、事業期間の短縮と、効率的な土地利用を実現。（平成25年度事業着手）



県名	市町村名	地区名
宮城県	南三陸町	南三陸地区
	石巻市	牡鹿地区、大川地区、北上地区
	七ヶ浜町	七ヶ浜地区
	気仙沼市	気仙沼地区
	山元町	山元東部地区
	亘理町	亘理地区
	東松島市	西矢本地区
	名取市	名取地区
岩沼市	岩沼地区	
福島県	南相馬市	原町東地区、右田・海老地区、真野地区、八沢地区
2県	10市町	15地区

# 「仙台いちご」の復活【宮城県亘理町・山元町】

MAFF

東日本大震災の津波により、東北一のいちご産地である宮城県亘理町・山元町の生産者は壊滅的な被害。約40haのいちご団地、選果場を整備し、平成25年11月より、本格的に出荷を再開。高設栽培の導入により生産量が増加し、平成30年産で初めて出荷金額が震災前を上回った。

## 被災状況

東日本大震災の津波により、東北一のいちご産地である宮城県亘理町・山元町の生産者は壊滅的な被害を受けた。

- ・ 380戸のうち356戸が被災
- ・ 96haのうち91haが被災



被災した園芸施設



被災した選果場



位置図

## 復旧・復興に向けた取組

- ①平成23年10月までに、阿武隈川沿いの耕作放棄地に確保した代替地（5ha）でパイプハウスを整備し、土耕栽培で生産・出荷を開始。
- ②平成25年8月までに、高収量が得られ、管理も楽な高設養液栽培を導入した団地（約40ha）を新たに整備。同年10月にいちご選果場を再整備し、同年11月より本格的に出荷を再開。
- ③平成29年3月に品種登録出願を行った宮城県育成品種「にこにこベリー」は収量が多く、今後作付面積を増やす計画。
- ④平成30年産は232戸、約64haでいちごを栽培し、販売額は約34.3億円。

※販売額：東北農政局調べ（平成22年産：約33.5億円）



亘理いちご団地



いちごの高設栽培



山元いちご団地



いちご選果場

# 「次世代施設園芸」の拠点整備【宮城県石巻市】

MAFF

石巻市北上川下流域に、高度な環境制御技術と地域エネルギー等を活用した「次世代施設園芸」の全国モデルの一つとして、「宮城県拠点」が平成28年8月に完成。

最先端の施設園芸と被災地の雇用創出を実現するとともに、拠点の成果の普及等、東北地域の施設園芸を牽引する存在としての活躍を期待。

## 被災状況

東日本大震災の津波により、石巻市北上川下流域に甚大な被害。



被災後の北上川下流域  
(赤枠内が宮城県拠点の整備地)

## 復旧・復興に向けた取組

### 【次世代施設園芸 宮城県拠点】

被災農業者が中心となり設立した(株)デ・リーフデ北上が、最先端の環境制御設備を導入した大規模なガラス温室(2.4ha)を整備。

トマトとパプリカの周年生産に取り組み、地域の雇用創出にも貢献。また、木質バイオマスや地中熱をハウスの加温に活用し、化石燃料の使用量を削減。



次世代施設園芸 宮城県拠点



こうのきたか  
高軒高のガラス温室



栽培の様子



収穫された  
トマトと  
パプリカ

# 被災した漁港や水産加工施設の整備

MAFF

石巻漁港・気仙沼漁港等においては、水産加工団地の土地の嵩上げや高度衛生管理に対応した荷さばき所等が完成。また、塩釜漁港等においては、漁港施設用地の嵩上げ等を実施し、早期の完成を目指している。

## 被災状況（石巻漁港）

防波堤、岸壁、市場施設、水産加工団地等が壊滅。約70 cmの地盤沈下により、満潮時には、漁港及び水産加工団地へ海水が流入し、冠水。

被災・沈下した水産加工団地



水産加工団地の冠水状況



水産加工団地



市場の倒壊、冠水



満潮時の海水流入



## 復旧・復興の取組（石巻漁港）

岸壁・漁港施設用地の一部を嵩上げし、背後の水産加工団地への海水の流入を防止（平成23年3月完了）。

岸壁・漁港施設用地の嵩上げと合わせ、背後の水産加工団地の土地の嵩上げ工事を実施（平成26年3月完成）。

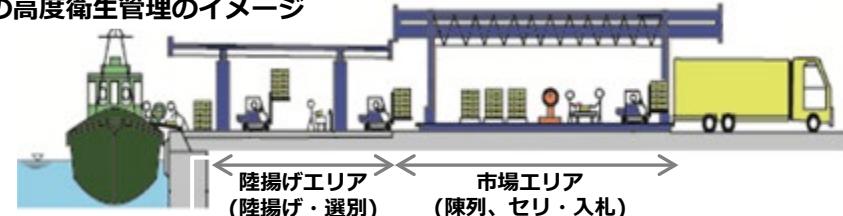
高度衛生管理に対応した荷さばき所を整備（平成27年9月供用開始）。

避難機能を備えた多機能ビルを整備（平成28年9月完成）。



嵩上げした岸壁と完成した水産物卸売市場

### 漁港の高度衛生管理のイメージ



# 震災前以上の収益性の確保を目指す漁業者等の取組を支援

MAFF

震災からの速やかな復興のため、「漁業・養殖業復興支援事業（がんばる漁業復興支援事業、がんばる養殖復興支援事業）」を創設。

震災前以上の収益性の確保等を目指す漁業者等の取組を支援。

## 【復興計画の認定状況】

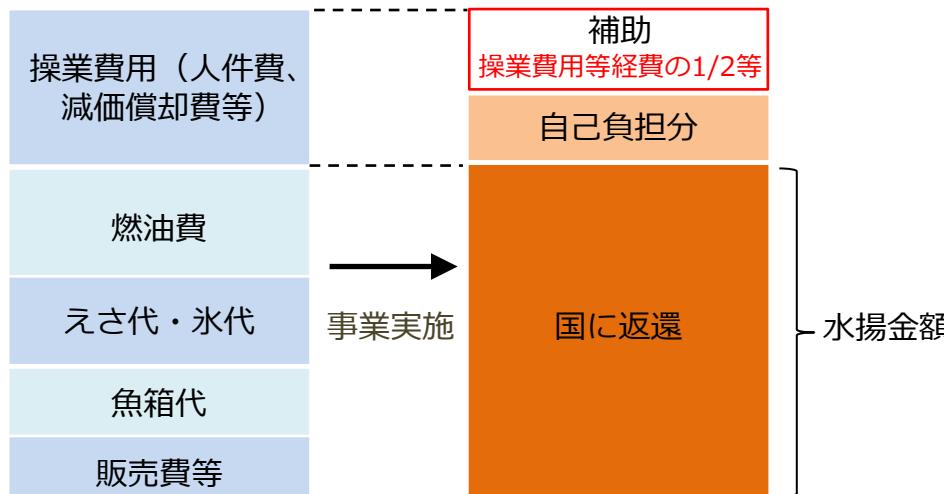
令和元年5月末現在：認定125件（漁船漁業：94隻及び28ヶ統、養殖業：981経営体）  
平成30年度の執行額：148億円

### 漁船漁業の場合

#### 【事業概要】

地域で策定した復興計画に基づき、震災後の環境に対応し、震災前以上の収益性の確保等を目指し、安定的な水産物生産体制の構築に資する事業を行う漁協等に対し、必要な経費（人件費、燃油費、え代等）を支援。

#### 【事業のイメージ】

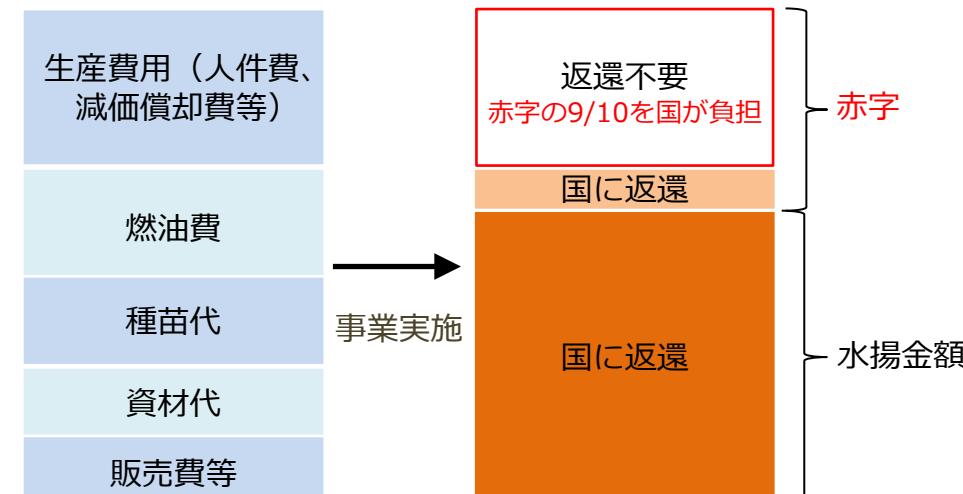


### 養殖業の場合

#### 【事業概要】

地域で策定した復興計画に基づき、養殖業の復興を推進するため、5年内の自立目標とした共同化による生産の早期再開に必要な経費（人件費、燃油費、種苗代等）を支援。

#### 【事業のイメージ】



# 東北産水産物の販路回復に向けた取組

MAFF

## 復興水産販路回復アドバイザー

平成26年から、東北の水産物に詳しく、商品開発や販路開拓のノウハウに長けた者を「復興水産販路回復アドバイザー」に任命。アドバイザーは、76名任命（平成31年1月末現在）されており、個別相談や新商品開発等を支援。宮城県では、水産加工業者が、アドバイザーの助言により他社との差別化を図りやすい「カキのオリーブオイル漬け」を開発。この商品は好評を博し、シリーズ化することに成功。



水産加工業者との個別相談



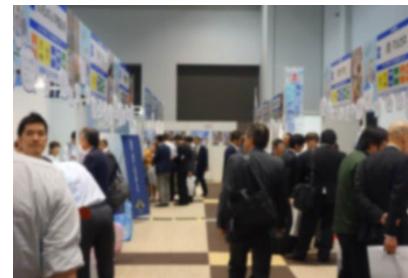
カキのオリーブオイル漬け

## 東北復興水産加工品展示商談会

平成27年から、仙台で開催。平成30年度は、6月12日・13日に東北地方の水産加工業者等133社が出展し、延べ約5,600名が来場。ブース展示・個別商談会や、販路回復や輸出、水産物の安全性をテーマにしたセミナー等を実施。



Tohoku Reconstruction  
Fishery Products Exhibition 2017



ブース展示



水産加工業者と  
バイヤーとの商談

# 新たな農林水産業を切拓く先端的技術の現地実証研究の推進

MAFF

被災地の復興・創生のため、新たに現場が直面している課題を対象に、先端技術の現場への実装に向けた11課題の現地実証研究を進めるとともに、得られた成果の社会実装促進を、岩手県、宮城県及び福島県で実施。

## 現地実証研究（例）

### 【農業分野】



地力回復技術

除染後の農地における生産力の回復・向上、カリ施肥の適正化、省力的な農地の維持管理技術を実証。  
(農研機構、福島県農業総合センター、宮城県畜産試験場ほか)

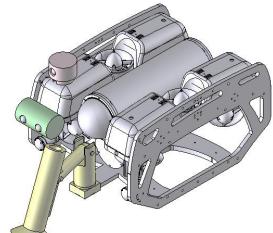


きゅうりの環境制御

経営の発展段階に応じたＩＣＴを活用したきゅうり栽培の環境制御技術と、障害果の発生予測・低減技術を実証。

(岩手県農業研究センター、農研機構、青森県産業技術センターほか)

### 【水産業分野】



ウニ駆除ＲＯＶ

ロボット技術を活用して、異常発生したウニを効率的に駆除する技術と、駆除したウニの肥育や、殻剥きから剥き身選別までの機械化を実証。

(東京海洋大学、水産研究・教育機構、東北大学、宮城大学ほか)

## 社会実装促進

各県に拠点を配置し、組織的な技術指導（情報発信、現場指導の実施のほか、実証における技術研修等）を実施。

### （例）

### 【農業分野】

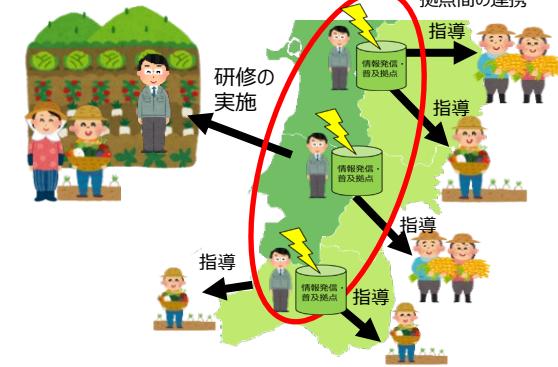


トルコギキョウの1年3作

### 【水産業分野】



高品質カキのブランド化



薄膜水耕栽培と複合環境制御による、トルコギキョウの年間3作の周年生産により、計画的な供給を実現。

(農研機構、福島県農業総合センターほか)

カキ産業の復興と地域特性を活かしたブランド化のため、高品質カキの効率的・安定的な生産を推進。

(水産研究・教育機構、宮城県水産技術総合センターほか)

# 震災からの復興のため、人的な支援を実施

MAFF

農林水産省は、東日本大震災からの復旧復興や、農地・森林の除染を速やかに進めるため、職員の復興庁・環境省等への出向及び被災自治体との人事交流を行っている。

また、被災地における災害復旧工事の迅速・円滑に実施するため、被災県からの支援要望に沿って、農林水産省及び他の都道府県等の専門職員を被災自治体に派遣。

農林水産省から復興庁等への出向状況  
(平成31年4月1日現在)

復興庁	53名
〃 (非常駐)	58名

環境省	
東北地方環境事務所	56名
※このほか(公社)福島相双復興推進機構へ職員(3名)を派遣	

人事交流	
岩手県内	7名
宮城県内	6名
福島県内	10名

農林水産省及び都道府県等からの  
職員派遣 (農林水産関係)

(単位:人)

	国	都道府県	市町村	計
農地・農業用施設	1,371	7,785	-	9,156
森林・林業関係	60	1,949	-	2,009
漁港関係	180	2,361	1,620	4,161

注: 平成31年3月末までの派遣実績

## ②原子力災害からの復旧・復興

# 原子力発電所事故による避難指示について

MAFF

23年12月以降、市町村ごとに順次、「避難指示区域」の見直し等を実施。

川俣町の区域見直し（25年8月7日原子力災害対策本部決定）をもって、避難指示が出された11市町村全てにおいて、区域見直しが完了。

これまでに、以下の市町村で避難指示区域が解除。

平成26年4月1日：田村市

平成26年10月1日：川内村（避難指示解除準備区域を解除、居住制限区域を避難指示解除準備区域に再編）

平成27年9月5日：楢葉町

平成28年6月12日：葛尾村※

平成28年6月14日：川内村

平成28年7月12日：南相馬市※

平成29年3月31日：川俣町、飯館村※、浪江町※

平成29年4月1日：富岡町※

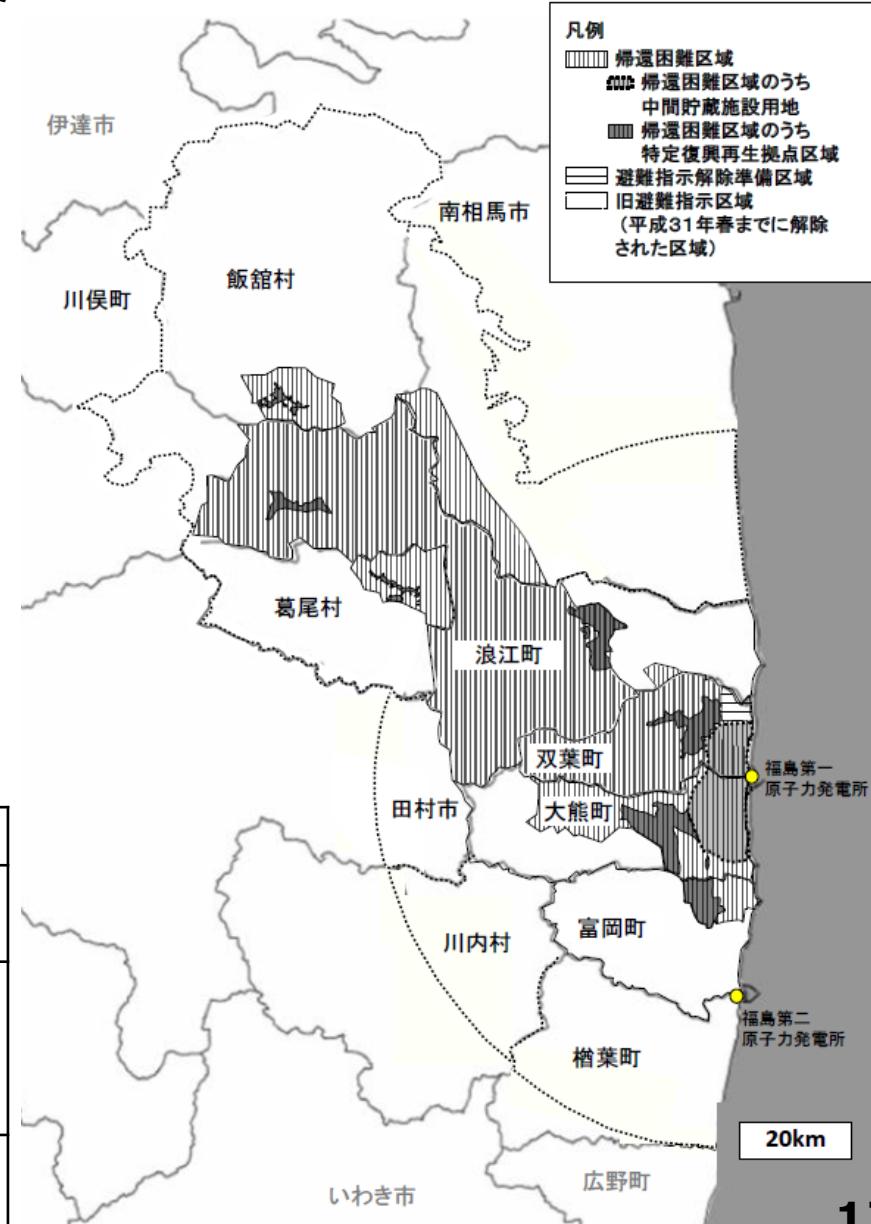
平成31年4月10日：大熊町（大川原・中屋敷地区）  
ちゅうやしき

※ 帰還困難区域を除く。

## «避難指示区域の概要»

区域名	概要
帰還困難区域	5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれがある、現時点で年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域
特定復興再生拠点区域	市町村長が区域の設定及び同区域における環境整備（除染やインフラ等の整備）に関する計画を作成 同計画を内閣総理大臣が認定し、計画に基づく整備事業を実施（計画認定から5年を目途に避難指示解除を目指す）
避難指示解除準備区域	年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域

避難指示区域の概念図（2019年4月10日時点）



# 避難指示区域等における営農再開の状況

MAFF

市町村	水稻（）内は平成30年度作付面積				野菜	畜産※	花き等（）内は平成30年度作付面積
	試験栽培	実証栽培	全量生産出荷管理	作付再開			
飯館村			30年産 (21.8ha)	避難指示解除準備区域及び居住制限区域で出荷制限解除 (29年3月)	肉用牛の飼養実証(28年:1戸)、水田放牧の実証(29年:肉用牛)、原乳出荷制限解除(帰還困難地域を除く)(30年3月)、肉用牛の再開(7戸)		コギクの実証栽培・販売(29年度) (30a) カスミソウ、トルコギキョウ等の販売(29年度～) (56a)
南相馬市			27年産～ (2,524ha)	避難指示解除準備区域及び居住制限区域で出荷制限解除 (28年3月)	実証栽培(26年:飼料作物10a、27年:飼料作物22a)、原乳の出荷制限解除(帰還困難区域を除く)(28年12月)、肉用牛の再開(1戸)、養豚の再開(1戸)		トルコギキョウ生産部会の設立(27年度) (130a) カスミソウの実証栽培・販売(小高区、28年度～) (2a) コギクの販売(小高区、29年度～) (10a)
川俣町			30年産 (山木屋地区、15.4ha)	出荷制限解除 (28年3月)	肉用牛の飼養実証(28年:2戸)、実証栽培(28年:飼料作物80a)、乳用牛の飼養実証(29年:1戸)、原乳の出荷制限解除(山木屋地区)(30年3月)、肉用牛の再開(1戸)、酪農の再開(1戸)、養豚の再開(1戸)、養鶏の再開(1戸)		トルコギキョウの実証栽培(25年度)、全農家で栽培再開(26年度～) (168a) リンドウの実証栽培(26年度)、販売(27年度～) (15a) アンスリウムの栽培(30年度) (90a)
浪江町			30年産 (7.7ha)	避難指示解除準備区域及び居住制限区域で出荷制限解除 (29年3月)	実証栽培(27年:飼料作物、牧草20a、28年:牧草30a)、原乳の出荷制限解除(帰還困難区域を除く)(30年3月)		トルコギキョウの販売(26年度～) (40a) ユーカリの販売(30年度) (30a) カキツバタ、コウホネ、水仙の実証栽培(30年度)(12a)
葛尾村			30年産 (15ha)	避難指示解除準備区域及び居住制限区域で出荷制限解除 (28年3月)	実証栽培(26年:牧草8a、27年:牧草8a)、原乳の出荷制限解除(帰還困難区域を除く)(28年12月)、肉用牛の再開(12戸)、酪農の再開(1戸)		トルコギキョウの実証栽培・販売(29年度～) (4a) コチョウランの販売(30年度) (20a)
田村市 (20 km圏内)			26年産～ (334ha)	出荷制限解除 (25年3月)	実証栽培(27年:牧草22a)、水田放牧実証試験(29年:肉用牛)、原乳の出荷制限解除(福島第一原発から半径20km圏内の区域)(28年12月)、肉用牛の再開(4戸)、養豚の再開(1戸)		リンドウの実証栽培(27年度)、販売(28年度～) (44a)
双葉町							水田における地力増進作物の実証栽培(28年度～) (38a)
大熊町	30年産～ (0.16ha)			避難指示解除準備区域及び居住制限区域で出荷制限解除 (29年3月)			
川内村			26年産～ (199ha)	出荷制限解除 (27年2月)	実証栽培(26年:飼料作物3a)、原乳の出荷制限解除(福島第一原発から半径20km圏内の区域)(28年12月)、肉用牛の再開(1戸)		トルコギキョウの実証栽培・販売(25年度～) (15a) リンドウの実証栽培(26年度)、販売(27年度～) (50a)
富岡町			30年産 (10.1ha)	パレイショの実証栽培(27年度～) 避難指示解除準備区域及び居住制限区域で出荷制限解除 (29年3月)	実証栽培(28年:飼料作物12a)、原乳の出荷制限解除(帰還困難区域を除く)(30年3月)		
楢葉町			29年産～ (58ha)	出荷制限解除 (27年2月)	実証栽培(26年:牧草30a、27年:牧草30a)、肉用牛の飼養実証(28年:1戸)、乳用牛の飼養実証(28年:1戸)、原乳の出荷制限解除(福島第一原発から半径20km圏内の区域)(28年12月)、肉用牛の再開(3戸)、酪農の再開(1戸)		トルコギキョウ等の実証栽培・販売(27年度～) (33a)
広野町			26年産～ (163ha)	出荷制限解除 (23年11月)	原乳の出荷制限解除(23年10月)		キクの販売(25年度～) (10a) コギク等の実証栽培・販売(26年度～) (11a)

(注) このほか、川内村で、25年産からそばの作付が再開されている。(平成28年産の作付面積79ha)

※ 畜産の営農再開(営農再開に向けた取組を含む)に係る戸数はH30.9.30現在(東北農政局震災復興室だより第27号から集計)。その他はH31.1末現在。

# 福島県における産地の取組事例

MAFF

## あんぽ柿の出荷再開（伊達地方・25年12月）

### 【出荷再開への歩み】

江戸時代から続く福島県伊達地方の特産品「あんぽ柿」が原発事故後2年連続で加工自粛。

柿の樹体洗浄、加工再開モデル地区の設定、非破壊検査機の開発等の取組を経て、25年12月に3年ぶりに出荷を再開。

【27年産】 907トン出荷

【28年産】 1,154トン出荷

【29年産】 1,208トン出荷

(震災前平成22年産出荷量1,423トンの約8割)



## 酪農の再開（福島市・被災12市町村）

### 【復興牧場の設立】（福島市）

原発事故による避難指示により休業していた酪農家5名が酪農団体や企業の支援を受け、24年10月に避難先の福島市内で復興牧場「ミネロファーム」を設立。24年10月より原乳の出荷再開。

令和元年5月末現在、231頭を飼養。



### 【被災12市町村での原乳の出荷再開】

被災12市町村の避難指示が解除された地域において、29年1月から出荷再開。

## トルコギキョウの出荷再開（川俣町・26年8月）

### 【出荷再開への歩み】

川俣町山木屋地区はトルコギキョウのブランド産地として有名であったが、避難指示により営農活動を停止。

出荷再開に向けて25年に試験栽培を開始。避難先から車で通いながら作業を行うなどの制約もあったが、市場の品質評価も得て、26年より本格栽培を行い、同年8月に出荷を再開。



川俣町で栽培されたトルコギキョウ

## 米の作付再開（被災12市町村）

### 【作付再開への歩み】

生産者のカリ散布による吸収抑制対策の結果、30年産米では、約3,400haで米の作付が本格的に再開。



【27年産】 約1,400 ha

【28年産】 約2,500 ha

【29年産】 約3,000 ha

【30年産】 約3,400 ha

# 福島県における6次産業化の取組事例（官民合同チームによる支援）

MAFF

## 石井農園（浪江町）

### 1. 支援前

- 震災後、エゴマと果樹の栽培を開始
- 平成27年10月に食品加工場を建設

### 2. 支援内容

- 商品開発、POPの作成支援を実施

### 3. 支援後

- エゴマや季節の果実を用いた加工商品を開発
- イベントでの売れ行きは好調



季節の果実を用いたジャム



エゴマを用いたラー油

## ニコニコ菅野農園（飯館村）

### 1. 支援前

- 平成22年からナツハゼの栽培を開始
- 被災後、福島市内に避難し、ナツハゼの栽培を再開
- 平成28年8月飯館村でもナツハゼの栽培を再開

### 2. 支援内容

- 品種改良、新商品開発等をアドバイス
- 消費者の生の声を参考に、販売ターゲットをアドバイス

### 3. 支援後

- 道の駅での販売の他、飲食店でも活用



パッケージ・ネーミングを改良した  
ナツハゼジャム（左：改良前、右：改良後）

## 葛尾じゅうねん企業組合（葛尾村）

### 1. 支援前

- 平成18年から始まったエゴマの栽培、加工商品の販売は震災で頓挫



### 2. 支援内容

- エゴマの栽培・加工計画、消費者ニーズ、商品デザイン、コスト低減策等をアドバイス



開発したエゴマオイル

### 3. 支援後

- 7軒の農家が営農を再開。震災前の2倍以上の作付面積
- 平成30年4月にエゴマオイルの生産を7年ぶりに再開
- 差別化されたデザインと価格で順調に販売

## いいたてイチゴランド（飯館村）

### 1. 支援前

- 夏でも収穫が可能なイチゴ「雷峰」をハウスで栽培
- 避難指示解除後、平成29年5月から出荷を再開

### 2. 支援内容

- 新商品の開発と飲食店とのマッチングを実施

### 3. 支援後

- 都内6店舗で開発した商品を提供
- 規格外品を加工して商品として販売することで売上が拡大



開発したメニュー（左から）ジンストロベリー、ソルベ、苺ソース



# 原子力被災地域の営農再開に向けた支援策

MAFF

除染については、環境省や農林水産省などの関係省庁が連携して取り組んでおり、当省は、農地・森林の効果的・効率的な除染に向けた技術開発等を推進。

避難されている住民の方々が帰還後速やかに営農再開できるように、除染の進捗状況にあわせた農業関連インフラの復旧、除染後の農地等の保全管理から作付実証、大規模化や施設園芸の導入、必要な資金の手当等の新たな農業への転換まで、一連の取組を切れ目なく支援。

(平成29年9月30日時点)

農地除染  
(帰還困難区域以外は完了)

	田村市	楢葉町	川内村	大熊町	葛尾村	川俣町	飯舘村	南相馬市	浪江町	富岡町	双葉町
対象面積 (ha)	140	830	130	170	570	610	2,400	1,600	1,400	750	100
農地除染の進捗率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100



営農再開に向けた  
条件整備

- ◆ 農地、農業水利施設等のインフラ復旧
  - 農地、農業水利施設等の災害復旧に対して支援、技術者の派遣
- ◆ 除染後農地等の保全管理
  - 除染後から営農再開まで、農地、畦畔等における除草等の保全管理に対して支援
- ◆ 鳥獣被害防止対策
  - 一斉捕獲活動や侵入防止柵等の設置に対して支援
- ◆ 営農再開に向けた作付実証
  - 農産物が基準値を下回っていることを確認するための作付実証に対して支援



営農再開

- ◆ 水稲の作付再開支援
  - 水稲の作付再開に必要な代かきや畦畔の修復に対して支援
- ◆ 放射性物質の吸収抑制対策
  - カリ質肥料の施用の実施を支援
- ◆ 農業用機械・施設等の導入支援
  - 市町村のリース方式による農家負担無しの農業用機械・施設の導入を支援（被災地域農業復興総合支援事業）
  - 営農再開する農家に対して、農業用機械・施設、家畜の導入等を支援（原子力被災12市町村農業者支援事業）
- ◆ 新たな農業への転換
  - 経営の大規模化や施設園芸への転換等、新たな農業への転換を支援

# 実証事業の結果を踏まえて、農地の除染を推進

MAFF

現地のほ場で行った実証試験で、表土の削り取りにより土壤の放射性セシウム濃度が8～9割減少するなどの効果を確認。この結果を踏まえ、環境省が関係省庁と連携して、土壤の放射性セシウム濃度に応じてそれぞれ技術を適用して農地を除染。

土壌の放射性セシウム濃度	適用する主な技術	適用例			
~5,000Bq/kg	反転耕、移行低減栽培 <sup>(※)</sup> 、表土の削り取り（未耕起圃場）  〔※ 作物による土壤中の放射性セシウムの吸収を抑制するため、カリウム肥料を施用する栽培方法。〕		反転耕（畑、水田、牧草地）		移行低減栽培
5,000～10,000Bq/kg	表土の削り取り、反転耕、水による土壤攪拌・除去		表土の削り取り（畑、水田、牧草地）		水による土壤攪拌・除去（水田）
10,000～25,000Bq/kg	表土の削り取り				
25,000Bq/kg～	固化剤を用いた表土の削り取り、芝・牧草のはぎ取り		固化剤を用いた削り取り		芝・牧草のはぎ取り

# 農地・森林を計画的に除染

MAFF

福島県内の農地・森林について、国直轄除染地域（除染特別地域）は環境省が、市町村除染地域（汚染状況重点調査地域）は市町村等が除染実施計画に基づき除染を実施し、これまでに作業が完了している。除去土壤等については中間貯蔵施設への搬入が計画的に実施されている。

## 福島県内の農地・森林の除染実施状況

- 国直轄除染地域（除染特別地域）  
平成28年度末に、帰還困難区域を除き完了
- 市町村除染地域（汚染状況重点調査地域）  
平成29年度末に完了

## 福島県における除去土壤等の処理（イメージ）

除染に伴う土壤・廃棄物の発生



現場保管・仮置場

焼却可能なものは焼却して減容化



中間貯蔵施設

再生利用・最終処分



- 中間貯蔵施設用地の取得状況（令和元年5月末時点）

全体面積	契約済み	割合
約1,600ha	約1,116ha	約70%

- 中間貯蔵施設への搬入状況（令和元年5月末時点）

輸送対象物量	搬出済量	割合
約1,400万m³	約305万m³	約22%

# ため池等の放射性物質による影響調査と対策を実施

MAFF

ため池については、放射性物質の実態を把握するとともに、利用や管理に及ぼす影響を軽減するための対策を検討するため各種調査を実施。

調査結果を踏まえ、利用・管理に支障が生じているため池については、その影響に応じて、放射性物質対策を推進。

## 福島県のため池調査結果

### 水質の放射性セシウム濃度（平成26年度）

	避難指示区域外		避難指示区域			
	避難指示解除準備	居住制限・帰還困難				
検出下限値未満	2,234	98%	145	97%	73	53%
検出	53	2%	5	3%	65	47%
計	2,287	100%	150	100%	138	100%
最高 (Bq/L)	9		5		86	

注：検出下限値は、<sup>134</sup>Cs、<sup>137</sup>Csともに1Bq/L

### 底質の放射性セシウム濃度（平成26年度）

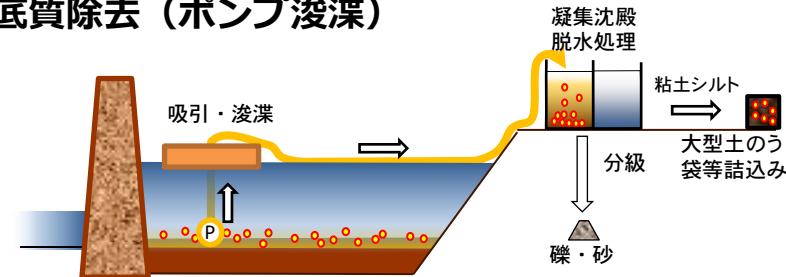
乾重量当たり濃度 (Bq/kg)	避難指示区域外		避難指示区域			
	避難指示解除準備	居住制限・帰還困難				
~1千	638	24%	21	13%	2	2%
1千超~8千以下	1,449	55%	94	57%	20	14%
8千超~10万以下	557	21%	50	30%	86	61%
10万超~	3	0%	-	-	33	23%
計	2,647	100%	165	100%	141	100%
最低~最高 (Bq/kg)	<20~222,000		13~69,000		150~690,000	

注：乾重量当たり濃度 (Bq/kg) 8千超の場合に対策を検討

## ため池の放射性物質対策工法の例

放射性セシウム濃度の高い底質を除去し、底質の放射性セシウム濃度を下げる対策である。

### ①底質除去（ポンプ浚渫）



貯水したまま、ポンプ等により底質を吸引し分級、脱水等を行った後に、中間貯蔵施設へ搬入するため、大型土のう袋等へ詰込みを行う。

### ②底質除去（バックホウ掘削）



落水後、バックホウ等により底質を掘削し分級、脱水等を行った後に、中間貯蔵施設へ搬入するため、大型土のう袋等へ詰込みを行う。

# 原子力被災12市町村の農地・農業用施設等の復旧・整備

MAFF

原子力被災12市町村の営農再開に向けて、農地・農業用施設等の災害復旧事業を実施。

県や市町村による農地・農業用施設等の災害復旧事業が迅速に進むよう支援。

農家の帰還状況等を踏まえ、担い手の確保と持続的経営が可能となる農地の大区画化・汎用化を行い、高収益作物への転換や生産性の向上を促進。

## これまでの主な取組

### 農業用施設等の復旧

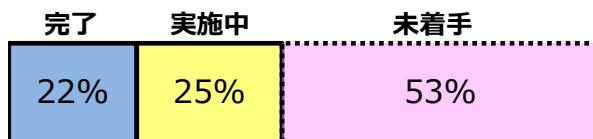
- 南相馬市及び浪江町の排水機場について、知事から要請を受け、直轄で復旧工事を実施中。8機場のうち7機場は稼働中。残りの1機場は令和2年度までに稼働予定。
- 国営かんがい排水事業「請戸川地区」の大柿ダム、幹線用水路等について、直轄で復旧工事を実施中。
- 農地海岸については、県が復旧工事を実施中。



排水機場の復旧状況(谷地排水機場)

- 農業再生の加速化のための農地整備は、農業者の帰還を促しつつ、整備要望の約5割に着手、うち約2割で整備を完了。(H30年度末時点)

農業再生の加速化のための農地整備(約5,450ha)



◇馬場西地区(南相馬市) ◇



(平成31年4月10日時点)



# 農林畜産物に含まれる放射性物質の低減対策の実施

MAFF

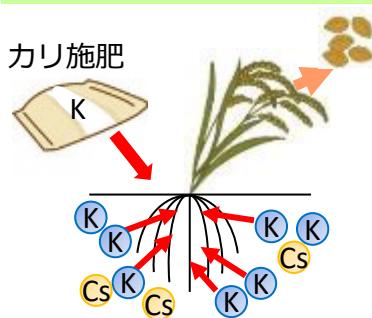
放射性セシウムの基準値を下回る農林畜産物のみが流通するよう、品目ごとの特性に応じて、放射性物質の低減対策、吸収抑制対策や収穫後の検査等の取組を推進。

引き続き、生産現場の協力を得て、放射性物質の低減対策の徹底を図る。

## 米

カリ施肥等による放射性物質の吸収抑制対策を実施。  
基準値を超過した米の流通を防ぐ取組を実施。

### カリ施肥による稻の吸収抑制対策



土壌中のカリ濃度が適正な場合、放射性セシウムの吸収は抑制される



カリウム散布状況

## 畜産物

畜産物が食品の基準値を超える放射性セシウムを含まないよう、暫定許容値以下の飼料のみを給与するなど適切な家畜の飼養管理を徹底。

牛肉については、食品の基準値以下のもののみが流通するよう全頭検査・全戸検査を実施。

飼料の放射性セシウムの暫定許容値  
牛・馬：100Bq/kg、豚：80Bq/kg、鶏：160Bq/kg

### 牧草の放射性物質の吸収抑制対策

- 反転耕等による牧草地における放射性物質の低減対策の推進



重機を活用した反転耕



ストーンクラッシャーによる石礫破碎



急傾斜牧草地での無線トラクターの活用

## きのこ

きのこが食品の基準値を超える放射性セシウムを含まないよう、きのこ原木等に含まれる放射性物質濃度の指標値を設定。（きのこ原木：50 Bq/kg、菌床用培地：200 Bq/kg）

指標値を満たすきのこ原木等の導入や、発生したきのこの放射性物質を検査する等の栽培管理を通じて、基準値以下のきのこ生産を実施。

### 具体的な取組



きのこ原木の導入支援

#### 栽培管理ガイドライン

都道府県が、ガイドラインを基に、出荷制限の状況、空間線量率などを勘案して、地域の実情に応じた取組事項を選択できるようチェックシートを作成。生産者は、チェックシートを基に栽培管理を実施。

#### 必須工程

原木・ほだ木の購入時の確認と管理

発生前のほだ木の管理(放射性物質の検査等)

指標値を超えた原木・ほだ木の廃棄・再検査

安全性を確認するための発生したきのこの検査

#### 放射性物質を低減するための重要工程

原木・ほだ木の洗浄

空間線量率の測定

ほだ場など作業場所の環境整備

状況に応じて

# 農林水産物に含まれる放射性物質の濃度水準は低下

MAFF

農畜産物に含まれる放射性物質の濃度水準は低くなっています。基準値超過割合は年々低下。きのこ・山菜類、水産物では、基準値を超過したものが見られるが、超過割合は減少。

## 農林水産物の放射性物質の検査結果<sup>注1</sup>（17都県<sup>注2</sup>）（平成31年3月31日現在）

品目	28年度 基準値 超過割合 <sup>注4</sup>	29年度 <sup>注4</sup>		30年度（～平成31年3月31日） <sup>注4</sup>		基準値超過品目 30年度 (29年度)
		基準値 超過割合	基準値超過点数 (検査点数)	基準値 超過割合	基準値超過点数 (検査点数)	
農畜産物	米	0 %	0 %	0 %	0 (全袋検査)	—
	麦	0 %	0 %	0 %	0 (189)	—
	豆類	0 %	0 %	0 %	0 (499)	—
	野菜類	0 %	0 %	0 %	0 (8,275)	—
	果実類	0 %	0 %	0 %	0 (1,579)	— (クリ)
	茶 <sup>注5</sup>	0 %	0 %	0 %	0 (85)	—
	その他 地域特産物	0 %	0 %	0 %	0 (332)	—
	原乳	0 %	0 %	0 %	0 (770)	—
	肉・卵 (野生鳥獣肉除く)	0 %	0 %	0 %	0 (211,897)	—
きのこ・山菜類	0.7 %	0.7 %	54 (7,885)	1.8%	133 (7,571)	コシアブラ、タケノコ等21品目 (原木シタケ、コシアブラ等17品目)
水産物	0.06 %	0.06 %	11 (16,929)	0.04%	6 (13,877)	イワナ、ヤマメ (イワナ、ヤマメ、ブラウントラウト)
農林水産物計	0.001 %	0.001 %	66 (1,023万)	0.001%	139 (945万)	28年度検査点数：1,052万点

(注1) 厚生労働省及び自治体等が公表したデータに基づき作成。

(注2) 「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部決定）で対象自治体としている17都県。ただし、水産物については全国を集計。

(注3) 平成24年4月施行の基準値（100 Bq/kg）を超過した割合（原乳については50 Bq/kg）。なお、茶は、荒茶や製茶の状態で500 Bq/kgを超過した割合。

(注4) 穀類（米、大豆等）について、生産年度と検査年度が異なる場合は、生産年度の結果に含めている。

(注5) 飲料水の基準値（10 Bq/kg）が適用される緑茶のみ計上。

# 地域農業の将来像の策定と営農再開の促進に向けた支援

MAFF

平成27年8月に設立された福島相双復興官民合同チーム（営農再開グループ）に東北農政局と福島県（農業普及組織）が参加し、地域農業の将来像の策定や農業者の営農再開等の取組を支援している。平成29年4月からは、営農再開グループに（公社）福島相双復興推進機構が参加して活動が強化され、農業者の個別訪問とその支援・フォローアップ、販路確保等の支援にも取り組んでいる。

## 福島相双復興官民合同チームの営農再開グループ (平成27年8月発足、平成29年4月体制強化)

### ◆ 体制

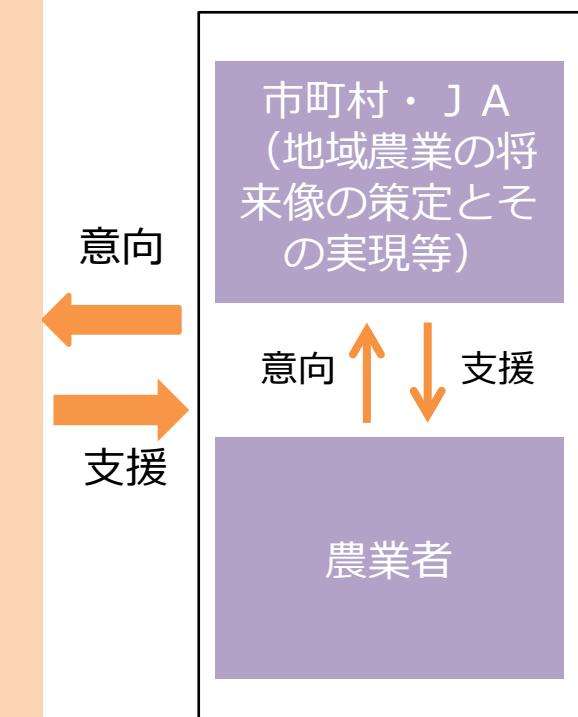
- 東北農政局（震災復興参事官室等）、福島県（農業普及組織）、福島機構（営農再開部署）が一体となった組織を形成

### ◆ 活動方針

- 農業は、地域的なまとまりが不可欠であることから、地域農業の将来像の策定や農業者の意向把握を踏まえた営農再開の取組を支援

### ◆ 活動内容

- 地域農業の将来像の策定の支援
- 農業者訪問等を通じた営農再開意向の把握
- 集落の相談会・座談会への参加（意向把握や各種事業の紹介）
- 営農体制（個人・集落営農・法人等）の構築への支援
- 必要な機械・施設の導入、技術・経営指導、販路確保等への支援



# 福島相双復興官民合同チームの営農再開グループの活動実績

MAFF

(令和元年5月31日現在)

活動内容	実績
市町村、集落への訪問件数	1,998件*
農業者訪問者数	1,569者

\* : 東北農政局震災復興室による訪問件数

## 地域営農の再開支援

### 【対象地域】

福島県川俣町山木屋地区、富岡町、楢葉町

### 【経緯】

町・JAの要請に応じて農地集積（面的支援）等を支援

### 【営農再開グループの支援】

- ①担い手への農地集積等に係る業務の支援
- ②営農再開ビジョン等の検討に当たっての助言等支援
- ③農地集積の方針及び計画の策定支援に加え、意向確認等にかかる農業者訪問を支援

## 農業者訪問での意向把握を踏まえた支援

### 【販路拡大タイアップ事業の推進】

被災12市町村の販路に困っている農業者を支援

### 【営農再開グループの支援】

- ・宅配企画による飲食店等への紹介や外部専門家の活用
- ・更に、出荷にあたっての条件交渉やPOP等の販売ツールを作成し、直売コーナーでの販売を支援

### 【地域農業の持続的発展に向けた地域の取組に対する支援】

被災12市町村の畜産農家ネットワークづくりを支援

### 【営農再開グループの支援】

- ・平成30年 6月 畜産酪農懇談会第1回セミナー開催
- ・平成30年 10月 事業者様牧場設計現地検討開催
- ・平成30年 11月 先進地見学会の開催
- ・平成31年 3月 畜産酪農懇談会第2回セミナー開催

# 被災12市町村の農業者訪問の取組

MAFF

被災12市町村の営農再開に向けて、農業者を個別に訪問し、営農再開意向や要望の把握、支援策の説明を実施している。

	認定農業者訪問（平成28年7月～11月）	農業者訪問（平成29年4月～平成30年12月）
対象	認定農業者522者	農業者1,429者（認定農業者以外が中心）
訪問結果の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・営農再開済み農業者または営農再開を希望している農業者は444者（訪問した農業者全体の85%）</li><li>・営農再開に向けた主な意見・要望は、<ol style="list-style-type: none"><li>①個人や小規模でも対象となる補助事業の創設</li><li>②風評対策や販路の確保への支援</li><li>③担い手不足や雇用労働力の確保の支援</li><li>④集落営農への支援</li><li>⑤ほ場整備やパイプラインの整備等への支援</li></ol></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・営農再開済み農業者または営農再開を希望している農業者は、568者（訪問した農業者全体の40%）</li><li>・営農再開済みの農業者の主な課題は、農業機械・施設の導入、労働力確保</li><li>・未再開の農業者の主な課題は、鳥獣害対策、用排水路の復旧</li><li>・再開意向のない者のうち、既に農地の出し手となっている者は7%、今後出し手となる意向のある者は74%</li></ul>

# 営農再開に必要な機械・施設や家畜の導入等を支援

MAFF

被災12市町村において避難指示の解除が進みつつある中、営農を再開する農業者を対象に、農業用機械・施設や家畜の導入等の初期投資に対する支援を行うことで、営農再開を加速化する。

## 原子力被災12市町村農業者支援事業

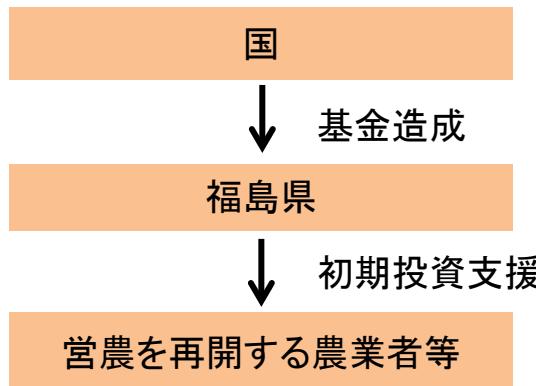
### ■ 対象者

被災12市町村において、営農再開等を行う農業者等（農業者、集落営農組織、農業法人等）

### ■ 補助率

3／4

### ■ 資金の流れ



### ■ 補助対象経費

- ・農産物の生産、流通、販売に必要な機械の導入に要する経費
- ・農産物の生産に必要な施設の整備及び施設の導入に必要な撤去に要する経費
- ・果樹の新植・改植、花き等（生産が複数年継続するもの）の種苗等の導入に要する経費
- ・肉専用繁殖雌牛、搾乳用雌牛、純粹種豚、繁殖用雌豚の導入に要する経費

### ■ 補助対象経費の上限額

原則1,000万円（特認3,000万円）



# 福島イノベーション・コスト構想の実現に向けた先端農林業ロボットの研究開発

MAFF

福島イノベーション・コスト構想の実現に向けて、農林業者の帰還と営農再開を強力に推進する先端技術の開発・実証等を支援。

## H29年度までに完了した開発・実証課題 (H28~H29)

### 【トラクターの自動走行技術】



栽培面積の拡大とコストの削減を実現

### 【農作業用アシストスーツ】



収穫・運搬や出荷調整など、作業負担の軽減を実現

## H30年度に完了予定の開発・実証課題 (H28~H30)

### 【法面用除草ロボット】



法面管理作業の軽労化を実現

### 【苗木植栽ロボット】



自動植付機による高効率な海岸防災林植栽を実現

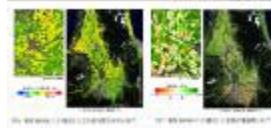
## H32年度に完了予定の開発・実証課題 (H30~R 2)

### 【ブロッコリー自動選別収穫機】



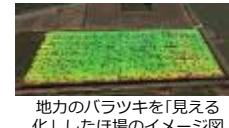
少人数で大面積栽培が可能な機械化体系の確立を実現

### 【高品質米生産管理技術】



衛星画像の解析から効率的な水稻の生産管理を実現

### 【農地地力の見える化技術】



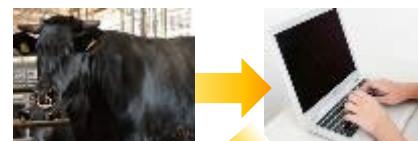
地力の向上とバラツキ改善を実現

## H31年度から新たに開発・実証に取り組む課題 (R元~R 2)

### 【ICT活用による和牛肥育管理技術の開発】

#### 超音波診断装置を活用した肉質診断

超音波測定による生体の肉質診断



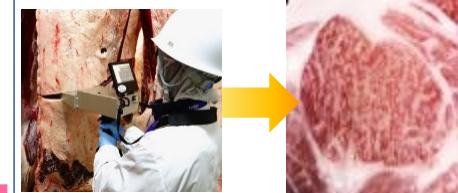
エコー画像



エコー画像から肉質を診断するには、熟達した技術が必要

エコー画像から生体の肉質を客観的に診断できるシステムを開発

#### 撮影装置を活用した肉質評価



撮影装置をロース芯部分に当て撮影



撮影画像

脂肪の面積割合、細かさの指標を算出し、枝肉の肉質を客観的に評価するための画像解析技術を改良

A Iによる解析により、生体から、と畜され枝肉となった際の肉質を推定

成育途中で肉質を判断でき、早期出荷等、適切な時期・状態での出荷が可能

# 福島県における林業再生に向けた取組

MAFF

## 森林内のモニタリング

樹木の葉・枝・幹から土壤まで階層ごとに放射性物質の分布状況等を調査、解析。

### 調査結果

- ・森林内の放射性セシウムの約9割以上が土壤表層に分布
- ・樹木に残る放射性セシウムも多くは樹皮に分布



落葉層と土壤の採取



樹皮試料の採取

## 森林施業による影響の検証と対策の実証

植栽や間伐などによる空間線量率の変化等の影響を検証。また、林業従事者の被ばく対策等を実証。

### 検証・実証結果

- ・間伐による空間線量率の変化は少ない
- ・林業機械のキャビン内は屋外と比較し、空間線量率が2～3割程度低い



キャビン付き林業機械による間伐



キャビン付  
フォワーダー  
(木材運搬車両)



キャビン無  
フォワーダー

被ばく低減効果のある林業機械の例

## 林業再生対策

汚染状況重点調査地域等内で森林の概況調査、間伐等の森林整備、放射性物質の移動抑制対策などを実施。



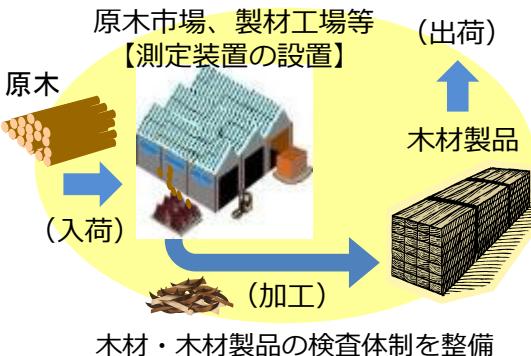
森林の概況調査



筋工による放射性物質の移動抑制対策

## 安全な木材製品の供給

木材・木材製品の放射性物質調査や安全証明体制の構築及び風評被害防止のための普及啓発を支援。



木材・木材製品の検査体制を整備



選木機用測定装置

# 福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組（里山再生モデル事業）

MAFF

平成28年3月に復興庁、農林水産省、環境省で取りまとめた「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、福島県民の生活環境における安全・安心の確保、森林・林業の再生に向けた取組の一つとして「里山再生モデル事業」を実施。

## 選定されたモデル地区（14地区）

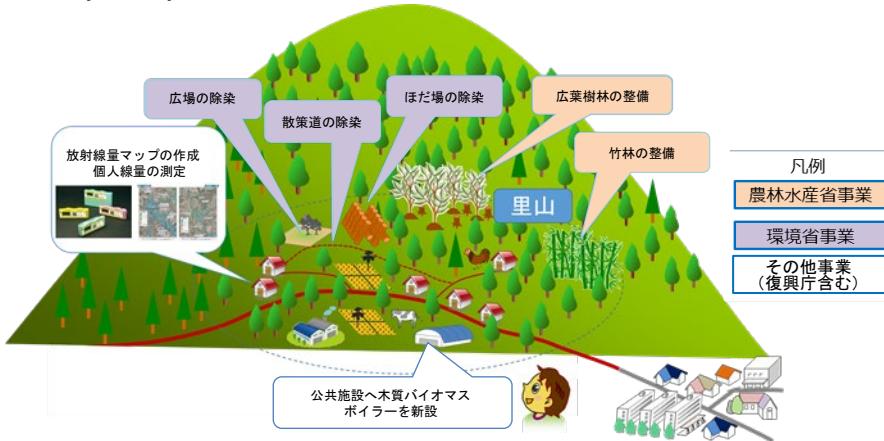


## 事業概要・イメージ

農林水産省：間伐等の森林整備

環境省：除染

復興庁：総合調整



## 今後の展開方向

- 得られた成果を確認しながら、令和元年度を目指して成果を取りまとめ。
- 取りまとめた成果を踏まえて的確な対策を検討。

# 福島県における漁業再生に向けた取組

MAFF

平成24年6月下旬から、放射性物質の値が低い魚種の試験操業・販売を実施。その後、順次、漁業種類・対象種・海域を拡大し、現在、出荷制限の5魚種（注）を除くすべての魚種で試験操業を実施。

（注）カサゴ、コモンカスベ、サクラマス、ムラソイ、ビノスガイ（令和元年5月31日現在）

引き続き、協議会等における検討に参画し、漁業再開に向けた試験操業の取組を支援するとともに、放射性物質の汚染源や、水生生物に取り込まれる経路の解明等を実施。

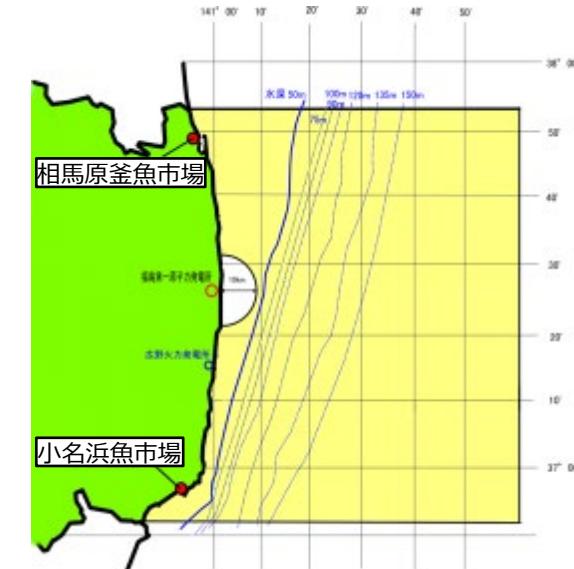
## 試験操業の決定の経緯

- ・福島県によるモニタリング検査で、放射性セシウムの値が基準値（50Bq/kg：自主基準値（国の基準値：100Bq/kg））以下の状態が一定期間続いていることを確認した上で、福島県地域漁業復興協議会及び福島県下漁業協同組合長会で協議し、試験操業の漁業種類、対象種・海域を決定
- ・平成24年6月から、底びき網漁船による3種に絞った試験操業・販売を開始（相馬双葉地区）
- ・平成25年10月から、底びき網漁業による試験操業を開始（いわき地区）
- ・平成29年3月から、東京電力福島第一原子力発電所から半径10km～20kmの水域での試験操業を開始
- ・平成29年3月から、順次、各魚市場で入札による出荷を実施。漁獲された水産物は、福島県内に加え、仙台、東京等の市場に出荷

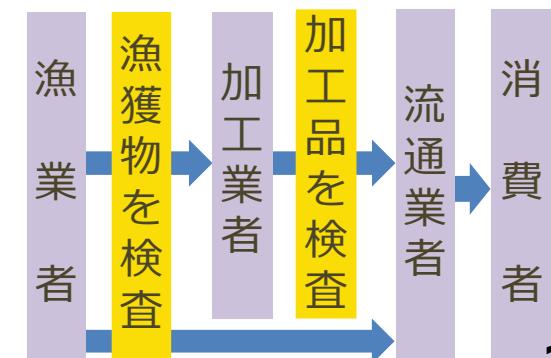
## 試験操業の漁業種類

底びき網漁業	キアンコウ、ヒラメ、マア ナゴ、マコガレイ、マダラ、 ミズダコ等	沿岸かご漁業 はもかご漁業、どう漁業 はえ縄漁業	ヒメエゾボラ、ヒラツメガ ニ、マダコ、ミズダコ等 マアナゴ
刺網漁業	ガザミ、シロザケ、ヒラメ、 マガレイ等	はもかご漁業、どう漁業 はえ縄漁業	アイナメ、スズキ、ヒラメ、 マダラ等
流し網漁業	サワラ、ブリ、マサバ等	釣り漁業	アイナメ、クロソイ、シロ メバル、ヒラメ等
船びき網漁業	イシカワシラウオ、コウナ ゴ、サヨリ等	潜水漁業	アワビ、キタムラサキウニ
沖合たこかご漁業	シライトマキバイ、ミズダ コ、ヤナギダコ等	貝桁網漁業 養殖業	ホッキガイ、コタマガイ アサリ、アオノリ

試験操業海域（令和元年5月31日現在）



## 漁獲物の流れ

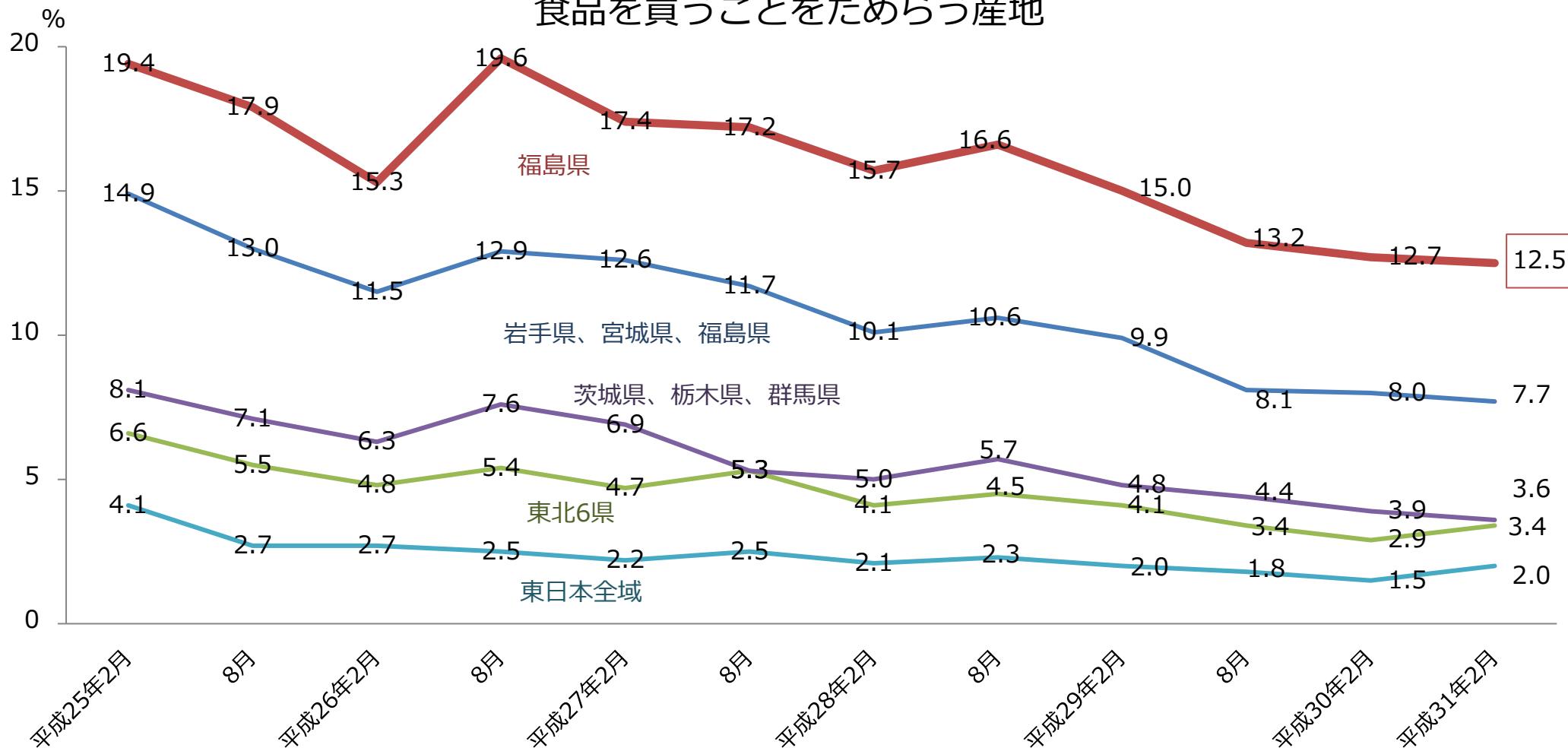


# 食品についての風評の現状

MAFF

被災地産の食品の購入をためらう消費者が一定程度存在している。特に、福島県産の食品については、高い割合となっている。

食品を買うことをためらう産地



資料：消費者庁「風評被害に関する消費者意識の実態調査（第12回）」

注：全回答者（5,176人）のうち、産地を気にする人が放射性物質を理由に購入をためらう産地として選択した産地の割合

# 風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略

MAFF

科学的根拠に基づかない風評や偏見・差別が今なお残っていることを踏まえ、政府は、伝えるべき対象、内容、取り組むべき具体的施策等を示した「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を平成29年12月に策定。（復興大臣の下、関係省庁局庁クラスを構成員とするタスクフォースで決定）  
本戦略に基づき、政府一体となって風評の払拭に取り組むこととしている。

## ポイント

### 知ってもらう

#### 対象

- ①児童生徒、教育関係者
- ②妊産婦、乳幼児、児童生徒の保護者
- ③広く国民一般

#### 内容

- ①放射線の基本的事項と健康影響
- ②食品と飲料水の安全性 等

#### 具体的な施策

- ①放射線副読本の改訂
- ②乳幼児健診の機会等を利用した情報発信の開始 等

### 食べてもらう

- ①小売、流通事業者
- ②消費者
- ③在京大使館、外国要人、外国プレス
- ④在留外国人、海外からの観光客

- ①福島県産品の「魅力」や「美味しさ」
- ②食品と飲料水の安全を守る仕組みと放射性物質の基準
- ③生産段階での管理体制 等

- ①福島県産品の販売場所の情報発信
- ②流通実態調査の結果を踏まえた小売・流通事業者への説明や理解を深めるための情報提供
- ③輸入規制の緩和・撤廃に向けた働きかけ
- ④食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションの推進 等

### 来てもらう

- ①教師、PTA関係者、旅行業者
- ②海外からの観光客、外国プレス、在留外国人
- ③県外からの観光客

- ①福島県の旅行先としての「魅力」
- ②福島県における空間線量率や食品等の安全 等

- ①福島県ならではの「ホープツーリズム※」の推進  
※福島県が行っている、復興に向け挑戦する「人」との出会いや「福島県のありのままの姿」を実際に見て、聴いて、学んで、そして希望を見つけてもらう取組
- ②東北を対象としたプロモーション 等

# 食品中の放射性物質に関する情報の発信

MAFF

農林水産物の風評払拭については、科学的な見地に基づいて正確でわかりやすい情報提供と丁寧な説明を行うことが重要。食品中の放射性物質の検査結果や農林水産現場での取組等を、関係府省等と連携し、ホームページや広報資材を活用し、幅広く発信している。

関係府省（消費者庁、内閣府食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省）は連携して、食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションに重点的に取り組んでいる。意見交換会を、平成29年度は7回、平成30年度は7回、令和元年度は1回開催（令和元年7月31日現在）

## 食品中の放射性物質に関する4府省連携意見交換会の開催



意見交換会



親子参加型イベント

## 最近の開催状況

開催日	開催場所
平成29年7月23日	東京都江東区※
7月29日	宮城県仙台市※
8月19日	大阪府大阪市※
10月27日	東京都台東区
11月 1日	宮城県仙台市
11月 7日	愛知県名古屋市
11月21日	福岡県福岡市
平成30年7月26日	東京都江東区※
8月 2日	大阪府大阪市※
8月10日	宮城県仙台市※
11月12日	東京都千代田区
11月15日	静岡県静岡市
11月22日	大阪府大阪市
11月28日	沖縄県那覇市
令和元年7月25日	京都府京都市※

※親子参加型イベントに出展

# 「食べて応援しよう！」～被災地産食品の利用・販売を推進～

MAFF

「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、生産者、消費者等の団体や食品産業事業者等、多様な関係者の協力を得て、被災地産食品の販売フェアや社内食堂等での積極的利用の取組を推進。(23年4月～)

関係省庁との連携により、経済団体、食品産業団体、都道府県、大学等に対し、被災地産品の販売促進を依頼する文書を発出。(24年8月、25年6月、26年8月、27年10月、28年10月、30年3月、31年2・3月)

全府省庁の食堂・売店において、積極的に被災地産食品を利用・販売。

福島県産農産物については、産地と連携しつつ出荷時期に合わせて効果的にPRを行う取組を支援。



「食べて応援しよう！」  
とは、被災地やその周辺  
地域で生産・製造されて  
いる農林水産物・食品  
**(被災地産食品)**を積極  
的に消費することで被災  
地の復興を応援する運動



これまでの取組：  
1,630 件  
うち被災地産食品販売フェア等：1,289 件  
社内食堂等での食材利用： 237 件  
(23年4月～令和元年5月末までの間)



農林生協（農林水産省総合売店）の  
「福島県産食品コーナー」の様子（30年8月）



被災地産品販売フェア「第3回 食べて応援しよう！  
in仙台」を勾当台公園で開催（31年3月）



中国四国農政局香川県拠点の食堂における被災地産  
食品を使用したメニューの提供（30年12月）



セブン&アイホールディングスによる  
「東北かけはしプロジェクト」（31年3月）

# 福島県農林水産業再生総合事業の取組状況（生産段階での取組）

MAFF

福島県の農林水産業の再生に向けて、生産から流通・販売に至るまで、風評の払拭を総合的に支援。

## 第三者認証GAP等の取得支援

- ・ 第三者認証GAP等の取得に係る研修の受講や審査費用等を支援。  
（福島県が把握したGAP取得件数）（平成31年3月末時点）  
151件（GLOBALG.A.P. 26件、ASIAGAP 5件、JGAP 91件、FGAP 29件）  
※福島県農林水産業再生総合事業以外の支援による取得も含む。
- ・ 普及指導員や農業高校教員等の指導員研修を支援。240名がJGAP指導員資格を取得（31年3月末時点）。



ふくしま。GAPチャレンジ宣言  
(平成29年5月)



G A P 認証取得研修会

## 水産エコラベルの取得、水産物の高鮮度化支援

- ・ 水産エコラベルの取得に係る研修の受講や審査費用等を支援。
- ・ 水産物の高鮮度化に向けた取組及び新たな販路開拓に要する経費を支援。



水産物の高鮮度化に向けた実証試験

## 環境にやさしい農産物の生産支援

- ・ 有機 J A S 認証の取得に係る費用を支援し、23件が認証を取得（令和元年5月末時点）。
- ・ 有機栽培米の産地見学会や商談会、主婦層向けの有機農業セミナー等の開催を支援。



有機栽培米の産地見学会



主婦層向けの有機農産物セミナー

## 農林水産物の検査支援

- ・ 国のガイドライン等に基づく放射性物質検査に要する経費を支援。
- ・ 産地における自主検査に要する経費と、検査結果に基づく安全性のPRを支援。



ゲルマニウム半導体検出器による測定

# 福島県農林水産業再生総合事業の取組状況（流通・販売段階での取組）

MAFF

## 平成30年度福島県産農産物等流通実態調査の調査内容と調査結果①

### 調査内容

福島復興再生特別措置法に基づき、福島県産農産物等の販売不振の実態を明らかにするため、次の調査を実施。

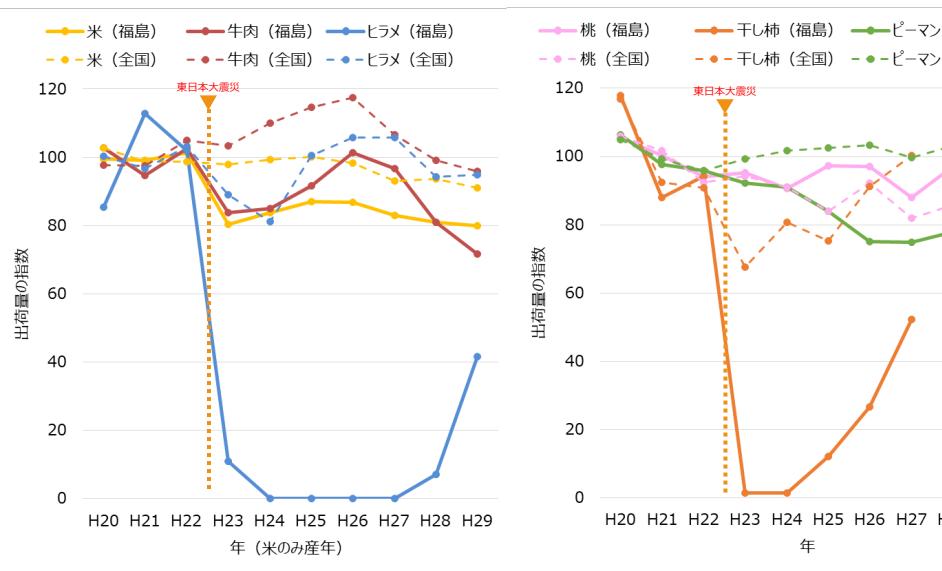
- 米、牛肉、桃、あんぽ柿、ピーマン、ヒラメの重点6品目について、流通段階ごとの価格形成の追跡調査
- 重点6品目を含む26品目について、出荷量、取引価格等の概要調査

注) 重点6品目のほか、きゅうり、トマト、アスパラガス、さやいんげん、ねぎ、ブロックリー、グリーンピース、スナップエンドウ、しいたけ、なめこ、梨、りんご、ぶどう、豚肉、鶏肉、牛乳、カツオ、マアナゴ、コウナゴ、マガレイ

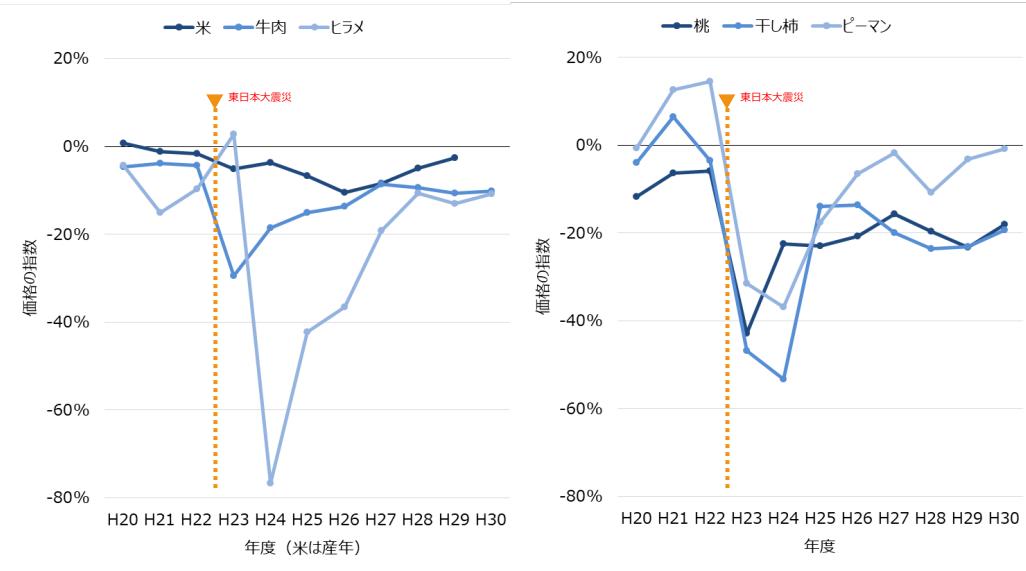
### 調査結果①

- 福島県産品の生産・販売は依然回復していない。
- 福島県産品と他県産品の流通段階ごとの価格形成に明確な違いはなく、“買いたたき”は確認されなかった。

福島県産品の出荷量の推移  
(H20~22の平均を100とした値)



福島県産品と全国平均の  
価格差の推移



出所：農林水産省「作物統計」「果樹生産出荷統計」「特産果樹生産動態等調査」「野菜生産出荷統計」「漁業・養殖業生産統計」、東京都中央卸売市場「市場取引情報」

出所：米は農林水産省「米の相対取引価格」に基づく県推定値、それ以外は東京都中央卸売市場「市場取引情報」

# 福島県農林水産業再生総合事業の取組状況（流通・販売段階での取組）

MAFF

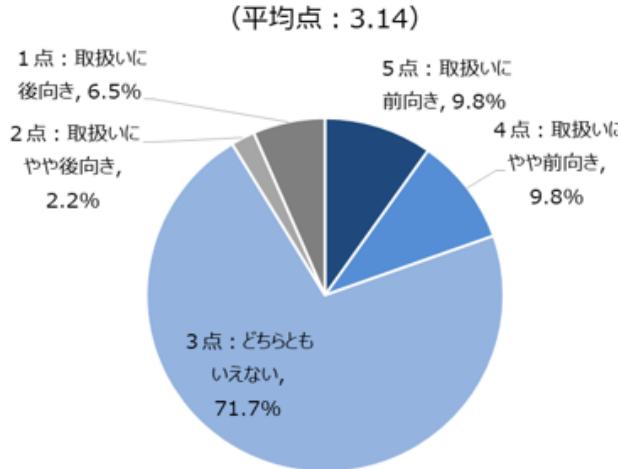
## 平成30年度福島県産農産物等流通実態調査の調査結果②

### ポイント

仲卸業者等の「納入業者」は小売業者、外食業者等の「納入先」の意向を実態よりもネガティブに評価

- 外食業者に対して福島県産の青果の取扱姿勢について5段階で自己評価を尋ねたところ、「前向き：5点」が1割、「やや前向き：4点」が1割、「どちらともいえない：3点」が7割等、平均点は3.14であった。
- 他方、加工業者等から見た外食業者の取組姿勢を5段階で尋ねたところ、加工業者・仲卸業者・卸売業者とともに外食業者の自己評価よりも低く認識していた。
- こうした結果は他品目・他業種でも同様であり、納入業者は納入先の意向を、小売業者・外食業者は消費者の意向を、それぞれ実態よりネガティブに認識していた。

外食業者の福島県産品の取扱への姿勢



他に「この業種に取引先がない」「分からぬ」という選択肢を設けていたが、集計からは除外している。

		評価される側					
		卸売	仲卸	加工	小売	外食	消費者
評 価 す る 側	卸売	4.0 (104)	3.2 (77)	2.8 (78)	2.8 (91)	2.8 (79)	
	仲卸	3.0 (133)	3.5 (203)	2.5 (82)	2.5 (146)	2.5 (98)	
	加工	3.0 (68)	3.0 (50)	3.1 (176)	2.9 (60)	2.8 (47)	
	小売	3.2 (162)	3.2 (116)	2.9 (132)	3.1 (209)	2.6 (166)	
	外食	3.0 (174)	2.9 (115)	2.9 (156)	3.1 (352)	2.6 (183)	
	消費者					3.2 (-)	

※「5 前向き」「4 やや前向き」「3 どちらともいえない」「2 やや後向き」「1 後向き」の5段階評価の平均値。

※カッコ内の数値は、評価する側とされる側の組み合わせごとの回答数。

※消費者の自身の姿勢については、全国の消費者への調査での9,496人の回答。

# 福島県農林水産業再生総合事業の取組状況（流通・販売段階での取組）

MAFF

平成30年度福島県産農産物等流通実態調査の結果に基づく指導、助言等

平成30年度福島県産農産物等流通実態調査の結果に基づき、平成31年4月26日に農林水産省・復興庁・経済産業省の連名で、卸売業者・仲卸業者・小売業者等への指導、助言等に関する通知を発出。

## 卸売業者・仲卸業者・小売業者等への指導

- ・福島県産農産物等の取扱姿勢について流通段階ごとの認識の齟齬を解消し、福島県産農産物等の評価に見合った販売を行うこと。
- ・福島県産農産物等であることのみをもって取り扱わなかったり、買いたいたいたりすることのないようにすること。
- ・福島県産農産物等と他県産農産物等とを対等に比較して取扱商品を選択すること。 等

## その他の措置

- ・指導・助言等の考え方等を説明する説明会を実施。
- ・令和元年5月16日に中央説明会を開催。
- ・個別団体ごとに説明、意見交換を実施。

## 生産者への助言（今後の取組の参考）

- ・GAPによる生産工程管理等を着実に実施し、福島県産農産物等のイメージアップを図ることが有効。
- ・小売業者等の仕入れでは「供給量の安定」等が着目ポイントであるため、定時・定量出荷、契約遵守等による安定供給を図ることが有効。
- ・産地間競争の激化を踏まえ、他県産農産物等をしのぐような積極的なマーケティングを展開していくことが重要。



中央説明会

# 福島県農林水産業再生総合事業の取組状況（流通・販売段階での取組）

MAFF

## 積極的なマーケティングの展開①

- ◆ 量販店等における販売促進として、福島県知事・副知事がトップセールスを実施。
- ◆ オンラインストア「ふくしまプライド便」は、平成30年度売上額21億円を達成。
- ◆ 米・桃を中心とした福島県産農産物について、タイ、マレーシアなど東南アジア向け輸出が増加し、平成29年の輸出量は、震災前を上回り過去最高を達成。

### 平成30年度販売促進対策の実績

#### <流通段階>

- **国内量販店等**における販売促進
  - ・販売コーナーの設置（85店舗）
  - ・販売フェアの開催（650店舗）
  - ・福島県知事・副知事によるトップセールス（43回）
- **オンラインストア**への福島県産品の出店促進（平成30年度売上額21億円・前年度比1.4倍）
- **香港**におけるトップセミナーの実施（平成31年1月）

#### <消費者段階>

- テレビCMやウェブを通じた情報発信、県内市町村や民間団体が行うPR事業等

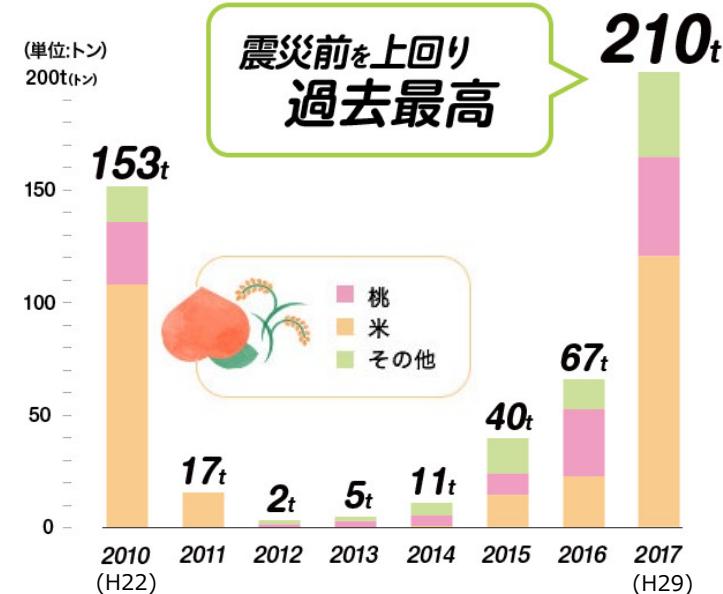


福島県産米の販売コーナー 「福島鮮魚便」コーナー

桃の販売フェア

香港トップセミナー

福島県産農産物輸出量（桃、米等）



出典：福島県貿易促進協議会

## 積極的なマーケティングの展開②

- ◆業者向けでは首都圏バイヤー等への商談を強化するとともに、贈答品では高級感のあるパッケージへの改善を実施。
- ◆オンラインストアでは、販売定着化の取組を展開。
- ◆輸出では、香港等有望国への情報発信を強化。
- ◆本格操業が期待される水産物では、「常磐もの」のブランド力を活かして販路を拡大。
- ◆消費者向けでは、子育て情報誌・料理雑誌等を通じ、特に主婦やファミリー層に対して、購買意欲を高めるよう働きかけ。

### 令和元年度に強化する販売促進対策

#### <流通段階>

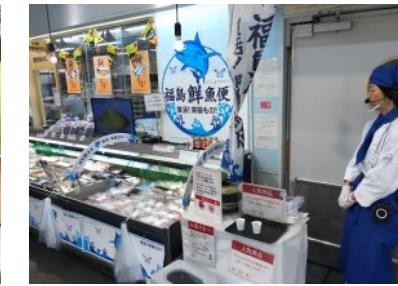
- **米、牛肉、贈答用桃等の重点品目**をターゲットとした**首都圏バイヤー等向けの商談強化**
- **桃・あんぽ柿等の贈答品向け**の高級感のあるパッケージへの改善
- **オンラインストアでの販売定着**のためのトップランナーの育成と出店者ネットワークの構築
- **香港等の有望輸出国**での情報発信・展示会出展
- 寒流と暖流が交錯する**常磐沖で漁獲される「常磐もの」**の本格操業を視野に入れた販売促進
  - ・首都圏量販店での「福島鮮魚便」コーナーの常設化
  - ・外食店での県産魚フェアの開催



首都圏バイヤー向け商談会



パッケージデザインの改善



「福島鮮魚便」コーナー

#### <消費者段階>

- 全国の消費者向けテレビCM放映の時期（7月中旬、秋）と連動させ、20～40代主婦やファミリー層をターゲットに、子育て情報誌や料理雑誌、SNS等によりPR効果を相乗的に高めた情報発信を実施

# 原発事故による諸外国・地域の食品等の輸入規制撤廃・緩和の概要

MAFF

原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、撤廃・緩和される動き（規制を設けた54の国・地域のうち、32の国・地域で輸入規制を撤廃、22の国・地域で輸入規制を継続）。

## ◇諸外国・地域の食品等の輸入規制の状況（2019年7月22日現在）

規制措置の内容／国・地域数		国・地域名	
事故後輸入規制を措置	規制措置を完全撤廃した国・地域	32	カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカaledニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国
	輸入規制を継続して措置	一部の都県等を対象に輸入停止 7	香港、中国、台湾、韓国、シンガポール、マカオ、米国
		一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書等を要求 14	インドネシア、ブルネイ、仏領ポリネシア、アラブ首長国連邦(UAE)、エジプト、レバノン、モロッコ、EU※、EFTA(アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン)、ロシア フィリピン ※ EU加盟国(28カ国)を1地域とカウント。
	22	自国での検査強化 1	イスラエル

注1) 規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。注2) タイ政府は、検疫上輸出不可能な一部の野生動物肉を除き撤廃。

## ◇最近の規制措置完全撤廃の例

撤廃された年月	国・地域名
2016年2月	インド
5月	クウェート
8月	ネパール
12月	イラン
"	モーリシャス
2017年4月	カタール
"	ウクライナ
10月	パキスタン
11月	サウジアラビア
12月	アルゼンチン
2018年2月	トルコ
7月	ニューカaledニア
8月	ブラジル
12月	オマーン
2019年3月	バーレーン
6月	コンゴ民主共和国

## ◇最近の輸入規制緩和の例

緩和年月	国・地域名	緩和の主な内容
2018年1月	トルコ	輸入時全ロット検査の対象品目が縮小(切り花、盆栽等を検査対象から除外)
3、6、11月	米国	輸入停止(栃木県産のクリ、福島県産キツネメバル、シロメバル及びスズキ、宮城県産クサソテツ)→解除
3月	ロシア	輸入停止(7県産の水産物)→岩手等6県産の水産物については停止措置を解除、福島県産の水産物については放射性物質検査証明書(セシウム、ストロンチウム)の添付を条件に停止措置を解除
5月	UAE	検査証明書の対象地域の縮小(5県の全ての食品・飼料→福島県)、産地証明書の添付が不要に
7月	シンガポール	全食品及び農産品について、輸入停止の対象地域の縮小(福島県10市町村→7市町村)
"	香港	輸入停止(茨城県、栃木県、群馬県及び千葉県産の野菜、果物、牛乳、乳飲料及び粉乳)→検査証明書及び輸出事業者証明書の添付で輸入可能に
11月	中国	輸入停止(新潟県産米)→産地証明書の添付で輸入可能に
"	ロシア	福島県産の水産物について放射性物質検査証明書の添付が不要に
2019年3月	シンガポール	放射性物質検査証明を廃止、産地の証明は条件を満たしたインボイスで代替可に
4月	米国	輸入停止(岩手県及び栃木県産牛の肉、福島県産ウミタナゴ、クロダイ、ヌマガレイ、宮城県産牛の肉、クロダイ)→解除
5月	フィリピン	輸入停止(福島県産のヤマメ、アユ、ウグイ、イカナゴ)→解除(放射性物質検査報告書の添付)
7月	UAE	検査報告書の対象品目の縮小(福島県産の全ての食品、飼料→水産物、野生鳥獣肉のみに)

※ スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン(EFTA加盟国)もEUに準拠した規制緩和を実施。

# 原発事故に伴い輸入停止措置を講じている国・地域

MAFF

我が国の輸出先国・地域においては、原発事故に伴い、福島県他の一定地域からの日本産食品等の輸入規制を継続。

国・地域	輸出額 順位	輸入停止措置対象県	輸入停止品目
香港	2,115億円 1位	福島	野菜、果物、牛乳、乳飲料、粉乳
中国	1,338億円 2位	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、 埼玉、千葉、東京、長野	全ての食品、飼料
		新潟	コメを除く食品、飼料
台湾	903億円 4位	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	全ての食品（酒類を除く）
韓国	635億円 5位	日本国内で出荷制限措置がとられた県	日本国内で出荷制限措置がとられた品目
		青森、岩手、宮城、福島、茨城、 栃木、群馬、千葉	水産物
シンガポール	284億円 8位	福島	林産物、水産物
		福島原発周辺の7市町村	全ての食品
マカオ	37億円 22位	福島	野菜、果物、乳製品、食肉・食肉加工品、卵、水產物・水産加工品
		宮城、茨城、栃木、群馬、埼玉、 千葉、東京、新潟、長野	野菜、果物、乳製品

注1：2019年5月27日現在。輸出額・順位は2018年確定値。

注2：米国は日本での出荷制限品目を県単位で輸入停止。

注3：中国は10都県以外の野菜、果実、乳、茶葉等（これらの加工品を含む）について放射性物質検査証明書の添付を求めているが、放射性物質の検査項目が合意されていないため、実質上輸入が認められていない。

農林水産省では、農林水産関係の被害者の早期救済の観点から、東京電力に対し、中間指針等に基づく賠償金の適切な支払いを求めている。

農林水産関係では令和元年7月31日までに、約9,372億円の請求に対し、約9,055億円を支払い（97%）※。

※令和元年7月31日現在、農林漁業者等の請求・支払い状況について、関係団体等からの聞き取りにより把握できたもの。

## 中間指針の概要（農林漁業等に関する主な内容）

### 政府等による農林水産物の出荷制限指示等に係る損害

○農林水産物・食品の出荷・作付・その他の生産・製造・流通に関する制限及び検査について、①政府による指示等、②地方公共団体が合理的理由に基づき行うもの、③地方公共団体が関与し、生産者団体が合理的理由に基づき行うもの、に伴う農林漁業者その他の指示等対象者の損害(減収・追加的費用等)は対象

### いわゆる風評被害

原則として事故と相当因果関係がある損害として、以下の類型を記載。

#### ○農林漁業

【農産物（茶・畜産物を除き、食用に限る）】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、岩手、宮城

【茶】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、神奈川、静岡、宮城、東京

【林産物（食用に限る）】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、青森、岩手、宮城、東京、神奈川、静岡、広島（広島はしいたけのみ）

【畜産物（食用に限る）】福島、茨城、栃木、岩手、宮城、群馬（岩手、宮城、群馬は牛乳・乳製品のみ）

【牛肉（セシウム汚染牛肉関係）】北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、岐阜、  
静岡、三重、島根（他の都道府県で同様の状況が確認された場合は同様に扱われる）

【水産物（食用・餌料用に限る）】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、北海道、青森、岩手、宮城

【花】福島、茨城、栃木 【家畜の飼料及び薪・木炭】福島、岩手、宮城、栃木

【家畜排せつ物を原料とする堆肥】福島、岩手、宮城、茨城、栃木、千葉

【その他の農林水産物】福島

○農産物加工・食品製造業

○農林水産物・食品の流通業

○輸出